

第 2 2 回 軽米町議会定例会平成 3 0 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成 3 0 年 3 月 5 日 (月)

午前 9 時 5 8 分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1 号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 4 号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 軽米町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 地区センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 軽米町監査委員条例
- 議案第 1 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第 1 1 号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度軽米町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度軽米町一般会計予算

○出席委員（13名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君		

議 長 松 浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 長	小 笠 原 亨 君
町 民 生 活 課 長	川 島 康 夫 君
健 康 福 祉 課 長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	川 原 木 純 二 君
監 査 委 員	竹 下 光 雄 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 岡 靖 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	堀 米 豊 樹 君
水 道 事 業 所 長	川 原 木 純 二 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹	梅 木 勝 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹	福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	坂 下 浩 志 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	大 西 昇 君

産業振興課担当主幹  
産業振興課担当主幹  
地域整備課担当主幹  
教育委員会事務局担当主幹

小林 浩 君  
松山 篤 君  
江刺家 雅 弘 君  
大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 主 査

佐 藤 暢 芳 君  
鶴 飼 義 信 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（本田秀一君） ただいまから平成30年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から9日までの予定です。皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（午前 9時58分）

---

○委員長（本田秀一君） それでは、本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第20号までの20件です。

本日の議案審議の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第20号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにいたしたいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

---

○委員長（本田秀一君） それでは、議案第1号を議題といたします。

○13番（山本幸男君） 委員長、議案に入る前に監査結果についての報告に対する質問がある。配付された平成29年度定期監査の結果報告というのが資料として出ておりますが、それについてちょっと質問がありますので。

○委員長（本田秀一君） それは一般会計補正予算の前で……

○13番（山本幸男君） いや、もしかすれば29年度だから今のほうがいいのではないかと思って。全体的にまたがっておりますので。

○11番（細谷地多門君） 委員長、後半のほうというか、後のほうがいいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 後のほうがいいという方もありますけれども、一般会計補正予算前。前よろしいですか。

〔「委員長裁量でやってください」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、29年度の軽米町一般会計補正予算の前に監査委員の報告を受けたいと思っておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

---

◎議案第1号の審査

○委員長（本田秀一君） では、議案第1号を議題といたします。

議案第1号について補足説明があったらお願いいたします。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第1号の提案理由につきましては、議会初日にご説明を申し上げたところでございます。

補足として、この条例改正に至った経緯について若干説明させていただきたいと思っております。今回のこの条例改正に至った背景には、行政機関が保持する個人情報を非識別化してというのは、誰の情報だかがわからないようにして、産業の創出あるいは経済社会の活性化等に生かしていこうというふうなことがございます。国においては民間事業者からの提案を受けて、それが目的に資するというふうな判断をすれば、その非識別化の技術等を審査の上で提供するというふうなことでございます。

町の条例の改正につきましては、今回非識別情報としての活用の部分は見送ってございます。と申しますのは、町として町が保有する個人情報を使ってのメリットが明確でない、町民の皆さんへのメリットが明確でない。それに加えて、あと非識別化をどのようにするのか、そういった審査があるわけですけれども、そういった審査がまだ確立されていない、思わぬところで非識別化されていなかったということがあってはならないというふうなことで、今回はその部分は改正に盛り込まず、電磁的記録とか、そういった定義の部分のみの改正としております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 個人情報保護部分であります。この条例についてどうのこのという部分的な指摘はありません。私がちょっとお伺いしたいのは、国で個人情報の法律を制定して、それから各自治体が、全国なのですが、条例を定めて、それで国の行政運営を執行していくということだと思っております。それで、何年ぐらいいになりますでしょうか、久しいわけですが、私たちこの議会でもよくいろいろ矛盾点があって、指摘されたのもいろいろあるわけですが、個人情報に当たるため、国等でもノリ弁の資料で、さっぱりわけがわからないとありますし、またどこまで開示してどこから開示できないと、さまざまはっきりした明確な、誰しものが納得できるような部分が割と曖昧な部分もあると思っております。それは境界というのでしょうか、境なのですが、その部分でさまざまなそのときそのときの解釈もいろいろ手伝って運用しているというような感じがするのですが、我が町の行政執行に当たってどういう部分でいろいろ苦勞なさっているのでしょうか。施行されてから何年になりますか。ちょっと私も年数が定かではありませんので、その辺お伺いしたいのですが。まず、個人情報の部分について課題、問題になっている部分とか、いろいろあるかと思いますが、どういう部分で苦勞なさっているのかなというようなこと

を初めに聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 大変申しわけございません。個人情報保護の制度化がされて、明確にルールを設けて運用し始めたのが、済みません、今手元に資料がないので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

個人情報保護における課題、問題点というふうなことでございますけれども、今一番やはり当方で気をつけなければならないのは電子データの部分であろうかと思えます。電子データは短時間で膨大なデータの量を取得できる、逆を言えば流出してしまうというふうな課題があるわけでございます。それに対しまして、意図的なデータの持ち出し等がないように、機を捉えながら通知等を職員には指導しているところでございますし、また外部から、今はインターネットというふうな回線を通じて、不正に町のほうのデータを格納しているところに入ってくる可能性というのがあるわけでございますが、それにつきましても各種の対策を講じまして、そのようなことがないように気をつけているところでございます。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） まずわかりました。個人情報に関連する部分だかどうかわかりませんが、関連した質問をちょっとお伺いしますが、実は私も前に一般質問でもしゃべったことがあるのですが、やっぱり町民の生活も多種多様になって、一昔前ですと行政に意見があっても、文句といいますか、クレームとかも伺ってもなかなか我慢して言えなかったということ、それは今はいろいろ言える時代になってきて、そういう部分ではオープン的になって、いい世の中でもあるかなと思っておりますが、その反面セキュリティー問題、どのように対応すればいいのか。例えば相手が電話等で、メールもそうだかもわかりませんし、またインターネットもそうだと思います。そういった部分で生で直接顔を合わせないで言いたい放題言うとか、さまざまな部分で大変とセキュリティー部分で苦勞している自治体が多いと聞いていますので、我が町でもいろいろさまざまあろうかと思えます。そういう対策をどのようにするのか、これからますますそういう時代が大きくなりますよというようなことの一般質問をした経緯があります。総務課長は2人ぐらい前の総務課長だったような気がしていますが、そういうセキュリティー部分ではどのような対応、対処の仕方をしているのか、またしていかなければならないと思っているのかというところをまずお伺いしたいです。いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 個人情報の流出の原因といいますか、形としては、1つは人から出てしまう漏えいというのがあると思えますし、あとは文書が何らかの方法によって流出してしまう、あとは先ほど申しましたけれども、インターネットでの流

出ということが考えられるわけでございます。人の漏えいというのが非常にやっぱり十分気をつけなければならない問題であります。文書が出るにしても、その扱う人間がどのように自覚をして、個人情報扱うというふうなことになるかと思えます。いずれ日常的な対話の中でも、相手に疑念を与えてしまうと、そういったことがないように、職員に対しては機を捉えてその辺を十分気をつけていくよう指導なり注意なりしていく必要はあると思えます。

あと、インターネットにつきましては、今は通常のインターネットを職員が一人一人使っているパソコンから直接インターネットに通じるのではなくて、代役で見てもらえるような機械を置いて、その機械を通じてデータを見るような仕組みをとっています。ですから、相手が職員個々のパソコンに入り込もうとしてもなかなか行けないと、受け手がそれぞれのパソコンの代役を務めるところまでというふうなことなので、直接は入ってこれない。あと、一般の方々とはインターネットを通してメールとかなんとかをやるわけなのですが、そこで一旦それを見るにしても、単純な文字が並んだものを職員の端末では見るようにして、メール以外に添付されるファイル等もあるわけなのですが、そういったものについては確かなものかを確認をして、その代わりに機械からパスワード等を使いながらそれぞれの端末にというふうなことをしております。

一方で、LGWANというのですけれども、県とか国のメールのやりとりについては直通で行けるような形をとっておりますけれども、そちらはインターネットと分離された回線となっておりますので、そういった不正のアクセスというのがまず考えられないというふうなことでございます。

そのようなことでよろしいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 電子機器といいますか、そういう部分についてはまずそのとおりだと思って、対処の仕方、それはそれでわかりました。

それで、電話等で結構長くさまざまクレームといいますか、苦情といった場合はどのようにしているのか。また、例えば業務に支障を来す、長電話で延々と長々としゃべっているのかしゃべっていないのか、ちょっとそこは詳しくはわかりませんが、私はそういう電話は受けたことはありません。大抵庁舎内でもそういう部分で、いろんな展開がなされて、業務に支障を来しているのではないかと推察するのですが、そういう状況はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。また、そうであるとすれば今後どのように対応するのか、そこが肝心な部分ですから、まずその部分お知らせいただきたいと思えます。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 苦情とか、中にはクレームと思われる電話も実際にいただいて

いるところでございますけれども、まずは相手方が言うことに対してしっかり根拠があってのものかどうか、根拠がないものかどうかをまず振り分けているようにしております。根拠があるものについてはやはり真摯に受けとめて、電話等、決裁等なり、受付をつくるなりして、それに適した対応をとるようにしていますし、そうでない場合については、今長く対応することがないよというふうなことで、文書で提出いただくよう求めているところでございます。あるいはまた、今は各課長の電話には録音機能がございますので、相手の方に録音することを申し上げて、了解を得た場合には録音をして、相手が言うこと、こちらで答えたことをしっかり記録に残すというふうな形をとっております。いずれ紙で出していただいて、相手が何に基づいてそのようなことを申し上げているのかというのは確認をする体制をとっているところでございます。電話の受け手としてはグループ長が対応することとし、最終的には課長が対応するというふうな体制で臨むことにしております。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） まずわかりました。ただ、その対応の仕方は行政側とすれば一方通行といいますか、受け身に立たされるという弱い部分があって、その辺がちよっと気の毒な部分もあって大変かなと、そう感じますので、我々議会もさまざまそれに直接関与というのは難しいかもわかりませんが、そういう部分では仕事に、業務に支障を来しているとすれば看過できない部分があるのかなと感じています。そういう部分はいつもではないでしょうけれども、熱血の町民の方が一生懸命しつこく電話してくるということになりますと行政も大変ですし、仕事はかどらないとすれば、一番被害を町民が最終的にこうむっているという。町民を代表している我々議会もそうですし、行政の特別職初め課長の方々も一生懸命精進して頑張っているわけですが、そういう部分で大変と、言い方は悪いかもわかりませんが、足を引っ張られるということになりますと大変と看過できない部分があるなど思っていますので、町長からお伺いしますが、そういう部分については町長、受け身だけでなく、きちっと訂正する意味でも、やっぱり強い姿勢で対応すべき部分もあるのではないかなと、そう思いますが、さまざまそれもやり方があると思います、法的手段とか。そういう部分については行政のトップとして、職員の皆さんに円滑な業務をしていただくというような部分ではどのように進めていけばいいと感じているのかどうか。町長からしっかりした答弁をお聞きしたいと思います。いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 我々行政としては、やはり基本的に町民の方々からいろんなご要望なりご提言なり、私も公聴の機会はふやしておりますけれども、そういったことをきちんとすることが基本だと思っております。そういう点では、やはり聞く姿勢

は常に持っていなければならないというふうに思っておりますが、ただ今委員おっしゃるとおり、また総務課長が答弁したような事例もないわけでもございません。そういう面に関してはきちっと我々も判断すべく、録音もということもご了解を得ながらしていますし、またできるだけさまざまな要望を文書にまとめていただいて、それにきちんとした答えをしていくというような、そういった姿勢で今臨んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） いいです。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） ただいまのに関連してお伺いしますが、今総務課長も町長も録音するというのをお願いしているというふうな説明がございましたが、私も電話で、この話は録音されますよというようなメッセージをもらうことがあるのです。でも、大変と不愉快だとか、まず今の情報化の時代にどうも残念だなというような印象を私は受けます。したがって、その方法は余りとらないほうがいいのかなと僕は思っていますが、さまざまな中身にもよると思いますが、提言とかまず要望とか、そんなことが間違っているかもしれないけれども、電話ですから録音されますよというようなことでなく、文書にして出してくださいというようなことはいいかもしれないけれども、電話して、これは録音されますよというようなことは私は大変と不愉快な感じを受けますので、そういうのはうまく検討して対応したほうがいいのかなと思いますが、町長でも課長でもいいです。

○委員長（本田秀一君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 私のほうでいろいろ行政提言とか苦情処理のほうを中心的になってやっておりますので、私のほうから回答させていただきます。

今文書で残していただくと、まず最初にそれはお互い無益な時間は、言った言わないということは非常にそういった面でまずいと思ひまして、当然しっかりした責任のある文書で出していただいて、根拠のある資料をつけていただいて、それに対して真摯に取り組んでいく、そして必ず回答するというふうに思っております。これは非常に合理的でよろしいのかなというふうに思っています。お互いに言った言わないというのではなく。

もう一点、録音についてなのですが、確かにこの場もそうなのですが、録音されている次第です。何か違和感はあるかと思ひます。ただ、今社会の流れとして、まず最初に非常に丁寧にこういったのは今後のサービスの向上のために録音させていただきますので、了解してくださいというふうに前もって、これはどこにも漏らすこともなしに、そういった形であくまで納得していただいての話ですので、本当に貴重な提言についてはしっかり言っていただいて、これは一方的ではなくて、

こういったことに対するとか、いろいろやりとりしながら、住民のサービス向上、また行政品質の向上についての観点からすればよろしいかなど、非常に有効な手段ではないかなというふうに思います。これはだんだんなれてくるのかなというふうに思います。

どうしてもそれが嫌だというのであれば、では文書で出してくださいと、かいつまんでこれこれについて、これこれについてとはっきり言って、それを確認とりながらやるという、いろんな方法があると思います。そういった意味で、決して録音が強制ではありませんので、行政品質向上のための有効な手段だというふうに考えているところでございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか、山本委員。

○13番（山本幸男君） 有効な手段だかもしれませんが、電話かけてみて、大変と私は印象が悪いというか、がっかりするというか。役場というのはさまざまな内容のデパートみたいな機関だというような感じがしますので、何か別な方法の選択肢はどうかと、私はそう思います。

終わります。

○委員長（本田秀一君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） ご意見としてお聞かせいただきたいというふうに思います。決して強制ではございませんので、それは個人の選択にお任せしたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） この条例改正にかかっているものではないのですが、個人情報保護の関係でこうなったのかということの事例の中で火災通報ですけれども、火災通報が消防署のほうからなされるわけですが、どこどこ地区の家屋が火災ですというふうなところで終わっていると。その中で、やはり町民の方々はこのうちとかというふうに特定していただけないものかというふうな声が非常に多いのですが、私だけなのでしょう。というのは、やはりそのことによって受けた人の行動が違ってくるといいます。あそこだったら自分の親戚の近くではないとか、その辺のところとか、あともう一つは、うちなんかではガスとか灯油とか、そういうふうなのを契約してやっているところ等があって、もしかして契約している業者が、そこが火災になればすぐにそこに飛んで行ってガス等をとめるなり、そういうふうなこともしなければならぬというふうなことを言う方もおりました。そういう点で、個人情報保護条例の関係でこうなったのではないかなと思うのですが、ただ翌日に新聞には名前が必ず出ると、果たしてこれで個人情報保護の関係で名前を言うてはいけないということになっているのかどうか、なぜそうなったのがちょっとよくわからないというふうに感じるわけですが、私自身昔担当し

たときにはちゃんと名前を言って、どこどこが火災ですと通報した経験がございますので、このときには個人情報保護条例というのとはなかったと思うのですが、ただその辺のところはどのようになっているのかなど。多分新聞で名前を掲載するという事は、個人情報保護の関係ではクリアしているのではないのかなという気がするのですが、その辺のところをどのようにお考え、どのような指導といえますか、されているものをお聞きしたいです。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 火災の発生の際の放送の仕方なのでございますけれども、軽米分署のほうから確認の上で、改めて説明させていただきます。

個人情報保護との関係ですが、厳密に言うと個人情報というのは氏名とか生年月日、あるいは住所等、2つ以上の情報があることによって個人が特定されるというふうな考え方でございますので、単純に何々地区の誰々さんでは情報には当たらないのではないかなというふうな考えもあります。ただ、新聞に掲載される、あるいはその前の段階ではもしかしたら多少の違いはあるかもしれません。新聞というのは事件として確定したもの、通報の段階ですと、恐らく通報の内容が本当に100%正確なものかどうかというようなところもありますので、その辺も含めながら確認の上で回答させていただきます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今のお話聞くと、個人情報保護ではないのではないかとということで、いろんな場面の中で何かあるとすぐ個人情報保護といって逃げられる部分があるので、その辺は今回ののはいいのかなというふうに思いますけれども、いずれ火事、火災ということについては個人だけのものではない、火災が起こることによって消防団員が動員される、そして公の皆さん方がそれに対して地域全体で協力して消火活動に当たったりとか支援活動をするとかというふうな形で、個人だけのものではないのではないかなど。やはりみんなが協力していくというふうな部分の中で、また自主防災組織を今つくれつくれと言っていますけれども、火災関係見ても、今や婦人消防協力隊もほとんど地域になくなりつつあると、特に町場なんかはそういうふうな火災があっても、炊き出しも誰がやればいいのかという、そういうのも一切ないと、そういうふうなのに関心になりつつあるのではないかなど。やはりそういうものの関心を高めていくために、どこで何があったかということをおの人に知らしめながら、みんなでそういう支援体制を確立していくためにも必要なことではないのかなというように感じるわけですが、その辺のところを消防署と検討していただければというふうに思います。

○委員長（本田秀一君） 答弁はいいですか。

○2番（中村正志君） 何か反論があれば。

- 委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。
- 総務課長（吉岡 靖君） 反論とかではございませんので、いずれちょっと当事者間の考え方を確認の上で、どうあるべきとかというのは協議してみたいと思います。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） なければ、議案第1号の質疑を終わります。
- 

◎議案第2号の審査

- 委員長（本田秀一君） では次に、議案第2号を議題といたします。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。  
総務課長、吉岡靖君。
- 総務課長（吉岡 靖君） 議案第2号につきましては、機構改革に伴う管理職の職名を改めるというふうなことで、今回それに関係する一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。特に補足等はございません。
- 委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。  
中村委員。
- 2番（中村正志君） 機構改革案については12月14日の全員協議会でも説明されておりまして、その資料は私も持っているわけですが、まずこの機構改革ということについてはグループ制が導入されてから10年経過して、その間にも私のみならず、先輩の議員の方々も一般質問等で改正すべきではないのかというふうな議論がたびたびあったと思われまいます。私自身も機構改革について、グループ制についての見直しというのは何回かお話しさせていただいていました。また、監査委員の意見の中でもやはり機構改革の必要性というふうなのは意見として出されてきた、そういう今までの背景の中の部分が現在の条例改正する上での機構改革にどのように反映されたのかをお伺いしたいと思います。
- 委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。
- 総務課長（吉岡 靖君） グループ制についていろいろ課題はあったわけですが、それはグループ長の権限が曖昧であったというふうなところであろうかと思えます。グループ制そのものにつきましては、それぞれの職員等から聞きましても以前の係長制から比べると、要はグループ内の協力体制がよりスムーズになったというふうな意見が多いようです。今回はグループ長の権限が曖昧だったところをより改善するために、管理職として位置づけようというふうなことで、担当課長制というふうなものにするものでございます。一定の内容につきましては、やはり総括課長、副町長、町長というふうな決裁は必要であろうかと思えますが、その中で一定の部分は担当課長に権限を持たせて、その担当の中でも身動きができるようになるというふ

うなことで、今まではグループ長のところで決めかねることは結構あって、課長まで協議、報告等あったわけですが、その辺がかなり改善されて、事務手続等のスピードアップが図れるというふうに期待しております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） グループ長の権限が曖昧だということについては、私もその辺のところは指摘させていただいておったところですが、なぜ総括課長が必要なのかなということが逆に。職員の方からいけば今のグループ制については特に問題ないような話をされているようですけれども、ただこの10年間でグループ制しか知らない職員が何人いるのでしょうか。かなりこの10年間で、五、六十人は新入職員として入ってきていて、前の状況がわからない職員が多くなってきている状況なのかなというふうな気もしないわけでもないですけれども、その中で、ただこの改正を見ると課長が総括課長になって、担当主幹が担当課長になると。どこがどのように変わったのかなと、全然変わっていないのではないかなと。ただ単なる権限の関係については、内部の部分の中でやればいいことであって、私自身は総括課長というのは必要ないのではないかなというふうなのが私の考え方で、それこそ昔に戻して、グループをみんな課にして、ただの課長にすればいいのではないかと、そして課長から副町長の決裁、町長の決裁というふうにしたほうが、もっともっと機能性が図られるのではないかなというふうに私は思うわけです。特に全部が全部同じバランスの職員の数ではないです。例えば再生可能エネルギー推進室、3人しか職員がいなくて、そこでどのように配置するのか。議会事務局でもグループ長を置くというふうな規則があったりして、ちょっと必要性は感じなかったのですけれども、そういうところもあってあります。だから、そういうふうな部分、確かにグループが2つ3つあって、それぞれのグループに五、六人ぐらいずつ適度にあるのであれば全体的にバランスはとれるのですけれども、何かその辺のところ、全体的にちょっと考える必要があるのかなというふうに感じるのです。

またもう一つは、町村レベルでは最近副町長を廃止しているところもあるわけです。例えば近くの一戸町、九戸村。九戸村は副村長を廃止して、多分緊縮財政というふうな目的があったようですけれども、一戸町は逆に部長制を導入して、部長を置いて副町長のかわりといいますか、その幹部会議みたいな感じにして、副町長のかわりに町長と一緒に町政をかじ取りしていくのだというふうな形になっているようですけれども、私から見れば総括課長というのは部長クラスに見えるわけですが、その辺のところ何か機構改革で行革していくはずなのが、何か余分なものをつけているような気がするのですけれども、その辺のところは弊害を感じないでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

- 総務課長（吉岡 靖君） 今のグループのところ、担当課長を置いて総括課長をなくすとなるとかなりの個別の課ができてくるわけです。ただ、分野的にある程度まとまる、例えば産業振興課でも今農政企画と農林振興と商工観光とあるわけなのですが、その課との連携、例えば産業振興課なら産業振興課に深くかかわる部分の連携といえますか、一定の方針等は必要になってくると思います。それを前のように全てなくしてしまうと、なかなかそれがまた、その関係があるところを見る人が少なくなってくる、そういったことが考えられます。そういった中で、それぞれの担当課の考え方をまとめながら連携を図りつつ、あとは総括課長間の連携をよくして、全体的に、例えば農林だから総務課は関係ないのだけではなくて、全体の業務を補いながら対応していこうというふうなことで、質を高めていこうというのが現在の機構改革の考え方でございます。
- 委員長（本田秀一君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 町政執行の中では、内部的な部分については私たちが特に口出しする部分ではないと、効率的な行政運営をしていってもらえれば、それはそれでいいのですけれども、では例えば再生可能エネルギー推進室の3人体制はどうなるのか、そこまで考えているのかどうか。具体的な部分として1つ。
- 委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。
- 総務課長（吉岡 靖君） 人数が少ないところ、再生可能エネルギー推進室もそうですし、議会事務局もそうであるわけなのですけれども、そういったところには総括課長のみを置いて、その直下で部下が業務をするというふうな形をとることにしております。
- 委員長（本田秀一君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） これ見ると、担当主幹が担当課長になるというふうになっているわけなのですけれども、管理職手当は、一時私も話にもしたところなのですけれども、総括課長は今までの本庁の課長職の分だけが、5%でしたか、何%だか、まずその上のほうだと。あと、担当課長は出先の機関の長と同じ、今までの担当主幹と同じ、保育園の園長とかそういうふうな人たちと同じというふうな、差があるというふうな、ただそれだけの移行だというふうなことでよろしいでしょうか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。
- 総務課長（吉岡 靖君） まず、単純に担当主幹が担当課長になるわけではなくて、今現在担当主幹ではなくてグループ長になっている部署もあるわけです。それは、今のところ主任主査というようなところでございます。それを、いずれ今のグループ長にある職のところを担当課長とするというふうに改めるといふもので、なお管理職手当については中村委員おっしゃるとおり現行の課長の分は総括課長に、担当主幹のところを担当課長にというふうなことで考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私ちょっと心配しているのは、総括課長というのがまず担当課長を取りまとめる、指導監督する立場でなければならないと思うのですけれども、現状を見た場合、ことしの3月末の定年退職の方々、5人ほどいるようですけれども、管理職の中でも。そういうふうに出る課長そのものが半分以上いなくなると。であれば、今まで課長を経験していない人がいきなり総括課長というふうな部分が出てくると思うのです。果たしてそういうふうになったときに、組織のバランスとして、適材適所といいますけれども、何かその辺のところちょっと心配だなと。いきなり今まで主任主査だった人が総括課長になると、極端な言い方すればそういうふうなこともあり得るのかなと。だから、その辺のところまである程度見通して、組織を今変えようとしているのか、その辺のところ不安な部分があるのですけれども。これは人事の問題ですから、私はそれ以上のことは何も言えませんけれども、ただこれからの見通しを見た場合にその辺の不安材料があるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） この機構改革のあり方というのは、今4月1日から変えようとしているところではございますが、やはり人の割合でいろいろ課題等も出てくると思うので、今回機構改革が終わってそのままではなくて、これからの推移等を見ながら、常に何年か先のことを考えながら改めていくというふうなことでは進めていく必要があると思います。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 最後の質問にさせていただきます。今総務課長は非常にいいことを言っていました。今現在これをやるのだけれども、それぞれ検証しながら、悪いところはもう一回直していくのだと、その都度その都度直していくのだというふうな形に受け取ったわけですが、私この10年間の中ではあちこちいろんな人からの話を一般質問なりしゃべっていても、10年間一切変えようとしなかったと、そういう姿勢が非常に心配なわけです。だから、今これをこういうふうにしてもちょっとまずいのではないかと思っても、やったのだから、また5年以上はそのまま継続していくのだというふうなのが非常に心配な部分です。だから、今はいろいろ調査して、こういうやり方がいいのではないか、ベストだとは思わなくても、まず改革していこうというふうな考え方でスタートするのであれば、やりながら直すべきところはその都度その都度直していくというふうな姿勢があれば、私はまずいいのですけれども、その辺のところを再度確認させていただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 見直しのことについてなのですが、ただ余り頻度が高過ぎる

と今度職員とかも戸惑いが生じると思います。ですから、将来的な部分を見通しながら、一定の何年ごろにはというようなのを置きながら考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

なお、グループ制について一切手が加えられなかったということでございますけれども、グループ長の権限を持たせたいということで若干の見直しは途中であったと私は記憶してございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 前の段階でも説明を受けましたが、今回ぶり返すようですが、俺はもっと明快なほうがいいと思っています。総括課長という名前でなく、もっと短く部長、課長という格好のほうが町民の説明も印象もいいかなと思っていますが、そういうのについては検討に値しませんか、町長。

それから、第2点は今の出された案について機構改革になるわけですが、一覧表みたいなのを、例えば総務課に総括課長がいて、それからあと担当課長が何人いるとかというのをつくったのはありませんか。あったら出してもらって、それで説明なり理解したいと、そう思いますが、それはいかがですか。

それから3点目、課長会議は山本町長は経営会議という形で位置づけしてきたわけですが、私はなじまないとずっと思ってきました。この際、経営会議という名称ももう少し一般的な会議の名前にして、町民の理解を得たほうがいいのかなと思いますが、その点はいかがですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） まず、資料の提出なのですが、全員協議会的时候にも機構図のようなものをお配りしたと思うのですが、ではちょっとまた見直しまして、ご提示申し上げたいというふうに思います。

部長制については、部となるとやはり所掌する分野までの見直しが必要になるのではないかなというふうに考えます。これまで他の市町村等を見ても、やはり総務部とかとなると範囲が広がってきますので、かなりくくりが変わってくるだろうというふうに思います。そのようなこともあって、総括課長として4月からは運営を考えております。

経営会議につきましても、以前もご意見をいただいたところなのですが、以前お答えしたとおり、やはりそれぞれの管理職が役場は自分たちが動かしているのだ、経営しているのだという、そういうふうな意識を持ちながら日常的に業務に当たる、会議においてもそういう感覚で参加するというふうなことから、今後におきましても経営会議という名称で会議のほうは続けたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 関連ですけれども、今の山本委員の経営会議のお話ですけれども、先ほどの総務課長の答弁の中では担当課長等のあれを総括的にまとめるのが総括課長であって、総括課長は総括課長同士での横の連携を図っていくのだというふうにお話しされていましたが、多分今までどおりの経営会議ということであれば、総括課長も担当課長も出先の長も含めての会議だと思うのですけれども、総括課長だけの最高決議機関になるかと思うのですけれども、そういうふうな機関を設ける考えはないのでしょうか。以前であれば庁議という言葉があったような気がするのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） まだ形態のほうは明確に決めておりませんが、いずれ総括課長間のそういった協議の場、情報共有の場は設けたいというふうにご考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかにございませんか、質疑。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） なければ、議案第2号の質疑を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（本田秀一君） 休憩前に引き続きまして審査を続けます。

---

◎議案第3号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第3号に入ります。

議案第3号について補足説明があったらお願いいたします。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第3号につきましては提案理由の中で申し上げたとおりでございます。特に補足説明等はございません。いずれ法律の改正を受けて字句を改めるもの、あるいは引用している条項がずれたものを改めようとするものでございます。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

- 総務課長（吉岡 靖君） 済みません、ちょっとこの場をおかりしまして、先ほど細谷地委員のほうからご質問のありました個人情報保護条例の運用がいつからというお話でございますが、平成15年12月に制定となり、平成16年4月1日からの施行となっておりますので、ご報告申し上げます。
- 

◎議案第4号の審査

- 委員長（本田秀一君） では、議案第4号を議題といたします。  
議案第4号について補足説明があったらお願いいたします。  
町民生活課長、川島康夫君。
- 町民生活課長（川島康夫君） 議案第4号の改正については、本会議でご説明しております。いずれ国民健康保険法が一部改正となりまして、全国の都道府県に国保運営協議会が設置されますので、それらと名称を区別するための改正でございます。  
以上です。
- 委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。  
古館委員。
- 12番（古館機智男君） 国保の広域化の関係での改正だと思いますけれども、軽米町の国保運営協議会の中身そのものというか、事業運営協議会と改めても変わらないというふうに理解してよろしいのですか。
- 委員長（本田秀一君） 町民生活課長、川島康夫君。
- 町民生活課長（川島康夫君） 運営協議会の構成等変わりません。公益代表3名、被保険者代表3名、あと保険医3名の構成になってございます。
- 12番（古館機智男君） はい、いいです。
- 委員長（本田秀一君） ほかにありませんか  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第4号の質疑を終わります。
- 

◎議案第5号の審査

- 委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第5号を議題といたします。  
議案第5号について補足説明があったらお願いします。  
町民生活課長、川島康夫君。
- 町民生活課長（川島康夫君） 議案第5号につきましても本会議で説明したとおりでございますが、第2条は葬祭費の支給及び第4条の葬祭の給付でございましたけれども、葬祭の給付、いわゆる葬祭による現物の給付のことと理解しておりますが、これらの運用実績が今まで一切なかったというようなことで削除になっております。  
それから、第3条の追加の1号につきましては、国民健康保険の住所地特例の被

保険者が75歳で後期高齢に該当するわけなのですが、その際も国民健康保険の住所地特例を引き継ぎまして、岩手県から青森県に行った方でも岩手県の後期高齢者被保険者となるものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、議案第5号を終わります。

---

#### ◎議案第6号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第6号を議題といたします

議案第6号について補足説明があったらお願いします。

健康ふれあいセンター所長、堀米豊樹君。

○健康ふれあいセンター所長（堀米豊樹君） 本会議でご説明した分の改正内容の補足説明ということでさせていただきます。

第1条中の「及び同法第79条の指定をうけて」を「、同法第79条の指定を受けて」に改めるものでございます。

次に、介護保険法の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業が平成30年度から完全実施となることから、条例において業務を定めようとするということについてご説明します。介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものということになっております。改正案は、第1条に介護保険法第115条の2の指定を受けて行う指定介護予防サービス事業と、同法第115条の45の5の指定を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業を加え、第4条で業務に2事業を加え、第5条で今までの事業の使用料の額と加えた2事業の使用料の額について定めたものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第6号を終わります。

---

#### ◎議案第7号、議案第8号、議案第11号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第7号を議題といたします。

議案第7号について補足説明があったらお願いします。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、関連がございますので、議案第7号と議案第8号、それと議案第11号についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本会議場でご説明申し上げたとおりでございますが、円子地区交流センターの設置に伴い、生活改善センターから円子生活改善センターを除くものが議案第7号で、議案第8号においては地区センター設置条例の中に円子地区交流センターを加えるもので、議案第11号につきましては指定管理に係るものについて円子地区交流センターを加えようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 議案第7号、8号、11号をまとめて審議するということで理解してよろしいのですか。

○委員長（本田秀一君） はい、よろしいです。

○2番（中村正志君） では、それにあわせて。まず、資料要求しましたけれども、間に合わないようですので、まずお伺いしたいのですけれども、議案第11号関連の指定管理の関係で、まず円子地区交流センターを円子地区交流センター運営協議会に指定管理するというお考えのようですけれども、これは多分単純に今まであったのをただ名前を変えてやるのかなという気がするのですけれども、この運営協議会の実態といいますか、団体の概要を代表者等を含めて教えていただきたいのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 済みません、正式な文書がまだ手持ちにありませんので、後ほどご説明申し上げたいと思います。円子地区交流センター運営協議会は、現在ある、中村委員がおっしゃいましたような円子地区生活改善センターの運営協議会とほぼ同様のものがございますが、代表者が大村錦一さんになって、それぞれで役割があって、申請書を上げてもらって処理しております。資料については後ほど。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 多分この円子地区交流センターの運営協議会、円子地区を全て網羅する組織だとは思いますが、今現在私の認識ですと、円子小学校が閉校になって以来、円子地区全体のいろいろな自治会組織みたいなものがちょっとないように感じられておるわけですが、今までは農林省等の補助がかなり大きくあって、生活改善センターというのがあちこちに建設されたのですけれども、今度は町が主体となって円子地区に交流センターを建設したということであれば、ここを核にして円子地区の地域づくりの活性化を図る一つのいいきっかけになるので

はないかなと思うわけですが、この指定管理を受ける団体がそういうふうな役割を果たすことを想定しているものかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 中村委員のおっしゃいましたように、円子地区にはそれぞれの行政区で集会所といいますか、センターを持っています。一番最初に全ての方々からお集めしていただきましたけれども、役場としましては円子地区生活改善センター、円子地区の委員がおっしゃいましたように円子地区の全ての会議の中心的役割ということで、これからも地区センターをそういうふうにして活用していただきたいということでお話ししていました。ただし、実質的な管理につきましては全部の行政区ではなくて、円子地区の下組の行政区の方々から運営のほうはやっていただきますけれども、町といたしましては円子地区の一つの交流センターの核施設ということで、山内地区センターも交流センターと同様に捉えて、そのように活動していただきたいという旨はお話ししてございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） そういう期待を持っているということのようですので。

あともう一つ、何か円子児童館にもいろいろな設備もされていて、円子児童館のほうも円子地区の方々が活用しながら地域づくりといいますか、地域の活性化につなげようというふうな形で活動しているようですけれども、今回ここにも大きな設備、私前回の臨時議会のととき欠席したので詳しくは承知していませんが、そこにも何か機械を入れて製造活動をするような話を聞いておりますけれども、指定管理をする側とそういうふうな設備を活用しながらやる方々というのはどういう方々なのか、児童館と交流センターとのかかわりというのですか、その辺はどのように想定しているのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 旧円子児童館の運営と地区センターの運営は別個なものだという考え方で進めております。円子地区センターの補助申請の段階では、地区で活性化するために、今考えているのは豆腐の製造施設とかパン工房を考えているわけですが、それらを2つくっつけないと申請にならないということで、地区のほうに最初からお伺いして、豆腐工房は今もあるからそのままいいのですけれども、パン工房につきましてはかなり難しいという話もいただきました。私たちもそう思っています。軌道に乗せるまでに3年とか5年ぐらい時間はかかると思いますが、それまでの間はうちのほうでもお手伝いしながら、円子地区だけに限らずやる方がおられれば活用していきたいなと思いますし、詳細についてはこれから検討していかなければだめなのかなと思っております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 豆腐とパン工房というので、今の答弁をお伺いするとこれである程度の商売もやろうというふうを感じるわけなのですけれども、ただ単なる地域の趣味的なものではなく、継続してある程度収益を上げようというふうを感じるわけなのですけれども、ちょっと心配なのは運営協議会が指定管理を受けて、運営協議会のほうに予算があるのかないのかというふうな。あと、例えばこの設備を活用していくためにどれぐらいの予算を持って、誰がやろうとしているのかがちょっと見えてこないのですけれども、その辺のところわかれば教えていただきたい。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 現段階での状況ですけれども、変わることもございますが、代表者である大村さんとお話ししまして、パン工房につきましては最終的には販売を目的としたものという考え方をしています。運営につきましては当初からなのですけれども、検討委員会の方々からもご協議いただいて、順調に乗るまでにはかなりの時間を要するし、簡単にはできないものだというので、町としましても地域創造の支援という一環で、軌道に乗るまではご支援申し上げたいということなので平成30年度の予算のほうでもかかる経費について計上しております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっとわからないのですけれども、そうするとパン工房等をする団体は運営協議会とは別個のものだというふうに聞こえてくるのですけれども、それでいいのですか。その団体はどのような団体なのか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 別個なものではなくて、その協議会の方々にお問い合わせするという、協議会の方々もまたお問い合わせするという形になると思います。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、この運営協議会が指定管理を受けて、指定管理しながら施設を運営していく中で、豆腐工房とかパン工房等を利用して、それである程度の収益も上げていくと、それによって施設運営もしていくのだというふうに理解してよろしいのでしょうか。というのは、何かほかのほうの施設を聞いたら、せっかくだい施設を整備したのだけれども、お金がないから利用できないとかというふうな施設がほかにあるというふうにこの前聞いていたので、多分この円子のもそれなりの設備がされているのではないかと思うのですけれども、団体の資金源がある程度想定されないと大変ではないかなというふうなことをちょっと感じるのです、その確認でお聞きしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 中村委員ご指摘のとおりです。ほかの場所も見学してき

て、かなり経営的に厳しいというお話を伺っています。その内容についてもある程度は地区の方々からも参加していただいていますので、正直言って難しいとは思いますがけれども、こういった方向性がいいのかということ、指定管理者だけではなくて町のほうとしても応援しながらやっていければいいのかなと考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） では、今の内容についてはこれで終わりにしたいのですが、さっき言った円子地区の交流センターを核にした地域づくりを今後進める上において、今のお話聞くと運営協議会でも相当忙しいような、豆腐とかパン工房等を利用して、経営していくというふうな感じになると思うので、忙しいような気がするのですが、では例えばここなのか、もう一つのまた組織をつくろうとするのか、円子地区の全体としての地域づくりの組織といいますか、そういうふうなのを、産業振興課ではないと思うのですが、横断的な連携の中でどこかが所管してやるべきだと思うのですが、その辺の話し合いはまだなされていないのかどうか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 中村委員のご意見、ご提言は本会議でもお伺いしまして、すごくいいことで、そのようにやっていくべきものだと思います。そのための場所として、今円子地区交流センターがありますので、地区の方々のご相談しながら、それこそ横断的に、役所のほうでも内部でも横断的な考え方のもとに進めることが一番いいと思っています。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、そのように何とか、円子地区も地域が活性化することを期待したいと思います。

それで、次町長にお伺いしたいのですが、昨年は山内地区の交流センター、そしてことしは円子地区の交流センターを建設して、今後も多分農業構造改善センターなり生活改善センターが老朽化してきたということで改築というふうな考え方があるのではないかと思うわけですが、今現在あるそういうふうなところ、それぞれの地区にあるところはいいのですが、町の中心部を考えたときに、はっきり言えば中心部の中ではもう自分たちの自治会の公民館、自治公民館を持たないというか、持てない行政区も出てきております。また、あるけれども老朽化が激しいということ、中心部といえ、例えば蓮台野であれば消防コミュニティセンターで公民館がわりにしていると。また、向川原は水害の関係であったものを建てかえたという、立派な公民館があると思います。そのほか上新町、下新町と。例えば下新町は今世帯数が行政区としては一番多く、200世帯前後ございます。老

朽化といえどもっともっと老朽化で、昔の観音林小学校の校舎を移築してつくったということで、昭和62年だか63年だかに全館改修もしたりして、当時はそれなりの地区の予算も、納税組合とかの予算とかというのもあったので、それらも含めてやって、地区から寄附を集めて建てかえしたというふうなこともありますけれども、軽小以外のところには地区センターはあるのだけれども、中心部にそういうふうなところ、今言った、何かしらやはり中心部にも目を向ける必要があるのではないかなというふうに、私自身も同じ下新町に住んでいる者としては感じるわけです。多分今度下新町で改築しようとしたときに、住民から寄附をもらおうとしたって多分集めれないだろうと、一人世帯とか高齢化世帯が多くなっておりますので。また、町内会全体の中での納税組合の予算だとか、何とかの予算とかというふうなまとまった予算もほとんどなくなっている、そうなれば自分たちで改築するというのはちょっと無理だろう。ただし、今の老朽化は非常に激しい。トイレも昔風のトイレで、若い女性の人たちは来てもトイレで用足しできないような状況で、なかなか足を運ばなくなってきているという、そういうふうな現状があるわけです。ですから、それぞれの地区センターも含めながら、町内の中心部とかそういうふうなところにも目を向けて、何かしら町でそういうふうなことを考えていただけるような方法はないのかというふうに感じるわけですが、町長はその辺どのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 中村委員の中心部の集会所という話でございます。まず、今委員おっしゃるとおり、各地区小学校が統合になって、やはり地域の活性化が少し衰えてきていると、高齢化というような、そういった状況もございますが、そういった点で今各地区のコミュニティセンター、老朽化の著しいところを優先的に、計画的に進めていきたいなというふうに考えておりますが、地区におきましては地区の活性化もありますし、防災面、いろんな面で私は大事だと思っております。そしてまた、中心部におきましてもかるまい交流センターですか、そういったものも一つには地域の交流に役立てていただきたいというふうに思っておりますし、またそれぞれの集会所に関しましては地域活動交付金等もお配りしております。それからまた、さまざまな面で集会所の新築の場合にはるる補助事業もございます。そういった中で、やはり地域の負担もなかなか難しいのではないかというふうなお話でございますが、そういうところはまた地域のさまざまな状況、ニーズをお聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 検討していただくということで、実際自治公民館の建設の補助等

は教育委員会のほうで設定されておりますけれども、全面改修で150万円か何ぼ、実際、今や何か建てるとすれば1,000万円以上は当然かかるでしょう。そういうふうな状況の中で、それにも使うというのは今は難しい状況になっているということです。やはり何とかこういう中心部の中でも地区に交流センターの位置づけをしながら、町でも場所もあるでしょうけれども、そういうものを含めて考えていただきたいなということをご要望したいと思います。

以上で終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第7号、第8号、第11号を終わりたいと思います。

---

◎議案第9号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第9号 軽米町監査委員条例について。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第9号につきましては、本会議場の中で提案理由を申し上げたとおりでございます。当町におきましては、これまで監査委員事務局を設置しないで運用していたものです。このたび機構改革にあわせて、地方自治法の第200条第2項により監査委員事務局を設置することとして条例に定め、第202条の規定により2条以降、各条項に係るところを規定しようというものでございます。以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。中村委員。

○2番（中村正志君） どなたも言わないので、では私から。先日議会のほうで話題になった監査委員の居場所を何とか確保したほうがいいのではないかというお話が議会の中で出ていましたけれども、監査委員は議会と別の組織だから議論するべきではないと思うのですけれども、いずれ町長サイドのほうでその辺は本当は検討するべきではないのかなというふうに考えますので、希望したいと思います。言っている意味わかりますか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 現在監査に関しては監査室というふうなことで部屋を設けておりますけれども、監査委員がそこで滞在するにはちょっとどうかなという環境ではあると思いますので、監査室を工夫しながら対応していきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第9号を終わります。

---

◎議案第10号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第10号を議題とします。

議案第10号について補足説明があったらお願いします。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第10号につきましても、内容等は提案理由のところでご紹介申し上げたところです。特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 辺地に関しては、その都度整備するときに計画をつくると思うんですけども、現時点で計画がある辺地という、学校等もなくなってきて、いろいろな要件が変わってきているとは思いますが、辺地に係る辺地債等をもらえるような状況にあるようなところというのはほかにもあるのですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） その要件からすると10カ所程度です。米田辺地、百目金辺地、長倉辺地、大沢辺地、大清水辺地、戸草内辺地、竹谷袋辺地、野場辺地、山田辺地、小玉川辺地となっております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

◎議案第12号の審査

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第12号に入らせていただきます。

議案第12号、補足説明があったらお願いします。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第12号につきましては、平成29年度軽米町一般会計補正予算（第8号）でございます。歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加することとしております。

歳入につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。18款の繰入金、1目の財政調整基金繰入金でございます。補正額は1,653万4,000円の減としております。この要因につきましては、次の21款町債について補正計上したことによるものでございます。

町債のほうは1目の総務債が520万円の増、7目の教育債が600万円の増、9目の災害復旧事業債が670万円の新規計上となっております。総務債のほう

につきましては、内容として臨時財政対策債20万円の補正となっております。これにつきましては、臨時財政対策債の借入限度額が総務省のほうから示されておりますが、その確定により増額補正するものでございます。3節につきましては地域活動支援事業債ということで、これは過疎債の中のソフト事業分となります。6月でしたか、補正を認めていただいたところなのですが、地域活動支援事業費等の補正の分に過疎のソフト事業分を充てようとするものでございます。教育債については、学校給食運搬車整備事業債でございます。これも既に歳出予算のほうについては承認いただいているところでございますが、今回600万円を認めていただくことになると思うのですが、これも今回計上するものでございます。災害復旧事業債につきましては、本年度の台風21号災害に係る林業施設の一般単独災害復旧事業債と、公共土木施設一般単独災害復旧事業債を新規に計上するものでございます。

この総務債のうち地域活動支援事業債と教育債の学校給食運搬車整備事業債は、いずれも過疎対策事業債でございます。その次が災害復旧事業債となりますが、過疎債と災害復旧事業債につきましては2次の協議となったものでございます。1次については当初6月あたりに手続をするわけなのでございますが、2次につきましては12月に要望を取りまとめていただき、今般協議をできるというふうなことから、今回補正計上したものでございます。

歳出のほうに入りたいと思います。7ページをお開きいただきたいと思います。2款1項総務管理費の諸費につきましては、後で町民生活課長のほうからの説明になろうかと思えます。

私のほうは2款総務費、2項企画費238万9,000円の増額補正となっております。内容につきましては、負担金、補助及び交付金でバス路線維持対策費等補助金となっております。これにつきましては南部バスに対する補助金でございますが、ご承知のとおり南部バスが昨年破産申請いたしまして、かわりに岩手県北自動車のほうが運営することになってございます。南部バスの清算に伴って退職金等の支払いが生じ、経費が膨らんだことから補助金を増額していただきたいというふうな、経費の増によって補助金を増額してほしいというふうな要望をいただいているものでございます。

次が3款民生費、第1項社会福祉費、老人福祉費でございますが、119万7,000円の減でございます。これは介護保険特別会計への繰出金でございますが、平成28年度からの繰越金が確定したことに伴うなどして、繰出金が119万7,000円の減となるものでございます。

次が9款消防費でございます。非常備消防費でございますが、委託料として6万7,000円、避難所看板移設等業務委託料でございます。これにつきましては、現在円子地区の生活改善センター前に設置してある避難所の看板を今回新たに建築

される円子地区交流センターのほうに移設をするというものでございます。

次、負担金、補助及び交付金が4万9,000円となっています。これは県と市町村、あるいは消防本部とをつないでいる防災行政無線設備なのですが、本年度内に蓄電池の更新が必要であることが判明したというふうなことで、その分の負担をお願いしたいというのを12月下旬に岩手県の総合防災室のほうから依頼を受けまして、今回補正しようというものでございます。

私のほうからは以上でございます。

- 健康福祉課担当主幹（坂下浩志君） それでは、2款の総務費の総務管理費の諸費のところの説明をしたいと思います。

これは、平成28年度児童健全育成対策事業費補助金の返還金となっております。補助金は50万円の事業費で補助申請をしております。実績が42万3,700円となったことから、5万8,000円の補助金を返還しようとするもので、今回翌年度になっているので、返還金ということで予算措置しているものです。

以上です。

- 委員長（本田秀一君） ここで前後しましたけれども、山本委員から出ました監査委員の件について。山本委員。

- 13番（山本幸男君） ありがとうございます。なかなか監査委員の報告について質問をしたことがありませんが、今回出された平成29年度定期監査の結果報告というのがありまして、その中の裏面のほうを見れば指摘事項には該当しないが、事務事業の適正化と組織に関する課題のうち、特に要望しておくというようにやわらかにスタートして、記ということで何項目か指摘事項があります。1つは、まず土地借上料の不均衡についての云々というくだりで、前にも土地の貸し借りについては全体的に検討した時期が何年か前にあったと思います。そのとき、多分検討されたのではないかと思ったりしております。今回まず指摘しなければならないような状況になったのは個人情報だかもわかりませんが、どの部分なのか。その中身についてお知らせ願いたいと思います。

それから、消防団員に対する報酬等の支給方法についてのさまざまな指摘もありますが、これはどういう意味なのか、またどういう問題が出ているのか、具体的にお願したい。

それから、再任用職員について職場の立ち位置云々というくだりもありますが、これはどういう問題が生じているのか、問題点があれば。そこまでについてちょっと説明してもらったほうがいいのかなと思っておりますので、よろしく。

- 委員長（本田秀一君） 監査委員、竹下光雄君。

- 監査委員（竹下光雄君） それでは、ただいまの山本委員の監査の結果につきましては、先ほど委員も言われておりましたけれども、2月23日付で町長と議長宛てにその

結果の報告を提出してございますが、先ほども言われたように表現というか、記載された部分については具体的でないということもあって、中身の内容を説明していただきたいということだと思っておりますので、そのことについて若干申し上げたいと思います。

土地の借上料の不均衡という部分でございますけれども、言われましたように町では例えばゲートボール場であるとか海洋センターであるとか、町営住宅の敷地の部分が結構ございまして、そのほかには老人福祉センターの用地でありますとか、さまざまあるわけでございますが、この中で以前にも検討されたようではございますが、その検討結果で以前に指摘した部分でまだ是正されていない部分があって、そのことの部分をたびたび取り上げられてきたけれども、そこが改善されていないので、そこにはいろいろと地権者等のご理解をいただけないという部分もあって、直っていないかと思われましたので、その部分については早急にといたしますか、直して是正していただきたいということで、このような表現をしております。

それから、消防団員の部分の報酬の支給方法についてでございますけれども、これは総務課のほうで担当してございまして、総務課のほうからも中身についてはお聞きしてございましたけれども、ここは本町では消防団に関する条例もございまして、その中では報酬の支払いについては団長を経由して団員の方に支給するような条例でございまして、条例どおりやっているわけでございますが、この部分については団員の方から最近、何年前かはちょっとわかりませんが、源泉徴収票を発行してございまして、その源泉徴収票は団員の方々は農業でありますとか商売やっている方、またはどこかにお勤めの方で給料をもらっていると、こういう方々がおられて、その団員の方は源泉徴収票の消防からの報酬の部分と給料とを合算した形で確定申告を行っている。その報酬は各団員で相談してこれまで運営を、報酬を団長を通じて、各団でどのように使われているかはわかりませんが、それは団員との協議で今日に至っているわけでございますが、ただ報酬の支払いは源泉では本人に直接渡したような形をとっているものですから、それは本来は個人に報酬を支払いすべきものではないかと。このことについては、県でありますとか国のほうからも同じようなケースもあってだと思っておりますが、そういった文書での指導等もあることから、やはりこれは個人に直接お支払いして、あとの団の運営等については、ここも団員の方と支払う側の当局との相談が必要であると思っておりますので、そのことは支払い方法についてこちらの立場と団員の方の意見をお聞きしながら、そういった方向に進めてほしいという部分で表現した、監査の部分で指摘といいますか、お願いしたいという部分でございます。

もう一点でございますが、再任用職員の部分でございますけれども、当面といいますか、これからも現在も何名の方々、ことしも定年を迎えられる職員の方が十数

名おられるということですので、そういった部分で5年間ぐらい再任用で役場のほうの業務に当たるということになるわけですので、その部分は経験を生かして、そういった現役職員の指導的立場でもあるので、課の配置については、ここには立ち位置と書いてございますけれども、退職されて課長でありますとかその他の職は解かれることではあります、そういった部分で数名というか、人数がふえてきた部分では各課、先ほども機構改革の条例改正等のお話もあってございますが、そういった部分でバランスのとれた再任用職員の配置をしていただいて、活躍していただきたいものだなということで、この部分はこういうふうな表現になった内容でございます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） なかなかこのように具体的にわかるような形で指摘を受けたのがよかったなど、そう思ってちょっと中身を質問した次第であります、これに対してどうですか、当局はどんな対応をしようとしておられるのか、また指摘は受けただけでも、取り上げるぐらいのものでもないというような認識なのか。ちょっとコメントといいますか、これに対する対応をお願いします。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 山本委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、土地の借上げの不均衡につきましては、先般の定例会でも見直しが必要ではないかというふうなご意見をいただいております。平成14年度に見直して以来、見直しがされていないというふうなことでございますので、平成30年度におきましてはその辺、再度見直しに至るかどうかはちょっとお約束できませんけれども、現状を把握して、均衡性等を分析してみたいと考えております。バランス的にどうかというふうな問題につきましては、やはり土地の借用というのは個々との契約行為になりますので、なかなか全てが均衡にとれたというのは難しいとは思いますが、そのような視点を持ちながら分析してみたいと思います。

消防団員の報酬につきましては、それぞれ各部においての意向を踏まえながら支払いされているところでございますが、監査委員のほうからご指摘をいただきましたように、本人まで十分説明が足りていないようなところもございますので、この辺消防団等と十分な協議を重ねまして、それぞれの団員の方が納得いただくような形に改めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、再任用職員につきましては、監査委員からもご指摘いただきましたように、これから人数もふえますので、今現在も通常の業務だけではなくて、特に若い職員等の指導等を含めながら、業務に当たっていただいているところでございますが、その辺適正な配置と、あとそれを含めた関係、ただあるいは逆に管理職という立場から一般の職員になるわけなのですが、新しいほうの管理職ともうまく連携がとれ

るように、その辺は十分に配慮してまいりたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 土地の借り上げについては契約になって、その年度のいつまでというふうな期間もあると思いますので、前々からさまざま取り上げたプールの設置されている場所とかゲートボール場とか、さまざまなことが議論された経緯もあると思いますが、それらについては契約年度の関係はやっぱり困難だというふうな感じですか。具体的に対応等はどんな感じなのか、ちょっと説明をお願い申し上げます。

消防団の関係につきましては、何かしらわかるような感じがしますが、源泉徴収の関係、実際は団の運営の中でされているのかなというような感じがいたしますので、具体的に団員の理解を得られるような努力を今年度はすると理解しているのか、その点。

それから、3点目の再任用職員の問題でございますが、ちょっと言っていることと何だか説明とかみ合わないなというような感じを私は思っております。それで、一旦再任用で職場に配置されて、5年間そこにいるというようなことなく、交流等がなされてもいいのではないかなと。例えば社協とかいちい荘とか、そういうところに派遣された職員はそのままずっといるのではなく、やっぱり絶えず交流というような形のほうがさまざまな対応でいいのかなと考えますが、その点町長どうですか。課長でもいいですが。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） それでは、最初に土地の借上料のところですが、これについてはちょっと手持ちがないので、今現在どういう考え方で金額の設定がされているのか、後でご報告申し上げます。ただ、契約については1会計年度ずつが基本でございますので、ただ契約書の中に双方の異議がなければ更新していくというふうな盛り込み方であろうかと思えます。

あと、消防団のほうにつきましては、それぞれ部によって対応の仕方が違いますので、一律に全く個人の手元に入らないというところだけではございません。ただ、いずれ基本をそれぞれの団員が納得できる、納得していると、そこをやはり基本に運用するような形に考えております。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これから再任用職員がふえてまいります。そういった中で、再任用職員は退職者が主でございますので、そういった観点から考えればこれまでさまざまな、40年前後いろんな経験を積んで、いろんな知識もあるわけでございますので、そういったことも活用しながら適材適所で配置して、これからも仕事を頑張っていただきたいなということで考えております。

○13番（山本幸男君） 交流したほうがいいのでないかって。1カ所でなく、交流したほうがいかべという提案したの。

○町長（山本賢一君） ですから、適材適所で……

○委員長（本田秀一君） 質疑、ほかに。

〔「午後から」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 午後1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

---

午後 零時59分 再開

○委員長（本田秀一君） では、休憩前に引き続きまして審査に入りたいと思いますが、皆様にお諮りいたします。きょうは3時をめどに終了いたしたいと思います。

それから、議案第12号であります。これから質疑に入るわけでございますが、歳入全般、歳出全般で質疑を受けたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、歳入全般について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、歳出全般。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 7ページのバス路線の維持対策補助金の関係についてお伺いします。先ほどの説明によれば、南部バスの破産の処理のためにということなのですが、補助金ですからある意味では任意のものというか、そういう関係だと私は認識しているのですけれども、ただいま南部バスの破産によって公共交通のというか、ほかの自治体との対応の整合性とかというのもあると思うのですが、これは破産管財人というか、ちょっと仕組みについて、この額を決定するための積算根拠であったり、その義務がどのようになっているのか、先ほどの説明だけではわからないもので質問したい。

○委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午後 1時01分 休憩

---

午後 1時01分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 赤字路線に対しては、一定額の利用があれば市町村が補助するまでもなく国庫補助路線として運行しております。ただ、一定の利用割合を下回

った場合は国庫補助路線には該当しない、国としてはもう補助しませんよというようなことになります。そういった場合に、その路線を維持するという点でそれぞれの市町村が独自に補助金というふうなことで支出しているわけでございます。軽米の例えば南部バスに対する補助というのは、軽米から市野沢といいますか、そこまでの路線、あるいは大野軽米八戸線等々あるわけでございます。

これが義務なのかどうかというふうなことなのですけれども、補助金ではございますが、どうしても公共交通としてその路線を確保したいということからすると、義務ではないのですが、その分を支出して交通として確保していただくというようなこと、例えばそれで先ほど大野軽米八戸線の例を出しましたけれども、その路線については洋野町、階上町、あと八戸市がかかわっているわけでございます。そういったところから関係市町村が共同して、路線の距離に応じるのですけれども、そういった形で経費の不足分を補助金という形で補っているというふうなことがございます。

その考え方なのですけれども、当然運賃収入、あるいはバスに広告が載せてあったりするわけですけれども、それらの収入までも含めまして全体経費からその収入を差っ引いて、差っ引いた分を補助として出している……

〔「倒産したのさ出さねばねえという説明したほうがいい」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 通常のおときはどうするのかわかる。今のを改めて……

○総務課長（吉岡 靖君） 倒産というより、まず南部バスは破産をしたわけですが、県北自動車でそれを引き継いで運行するというふうなことになっているわけですが、今回これは南部バスではなくて岩手県北自動車への補助金になるわけですが、いずれ引き継ぎの間にもそういった南部バスの破産に係る経費が膨らんだことによって、運行に係る経費も不足が生じたというふうなことでございます。損失補償というふうな……

〔「ちょっと待って、休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 暫時休憩します。

午後 1時05分 休憩

-----  
午後 1時10分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第12号を終わりたいと思います。

-----

◎議案第13号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第13号を議題といたします。

補足説明があったらお願いします。

町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） 議案第13号の軽米町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。お手元にある1枚物の資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。左側、歳入の主なものなのですが、7款の県支出金、普通調整交付金の減となります。それから、9款の共同事業交付金が3,400万円の増、保険財政共同安定化事業費交付金が6,192万円、いずれも交付見込額確定によるものでございます。

次に、右側の歳出でございますが、2款の保険給付費、一般被保険者の療養給付費、それから高額医療費等がそれぞれ支出見込みが増となっておりますので、それに伴う補正となっております。それから、7款の共同事業拠出金におきましては、これらもいずれ高額医療費というか、共同安定化事業費交付金の支出見込額が確定したものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑を受けたいと思っております。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第13号を終わりたいと思っております。

---

◎議案第14号の審査

○委員長（本田秀一君） 議案第14号を議題とします。

補足説明があったらお願いします。

健康ふれあいセンター所長、堀米豊樹君。

○健康ふれあいセンター所長（堀米豊樹君） 議案第14号について、内容について補足説明をさせていただきます。

内容ですけれども、お手元に配付の1枚物の資料、議案第14号関係資料というものをごらんください。資料の上段、歳入のほうですけれども、3款の繰入金を119万7,000円減額、それから4款の繰越金でございますが、159万3,000円増額するものでございます。

次に、下の段の歳出についてご説明いたしますが、1款の総務費を39万6,000円増額するものでございます。この支出ですけれども、介護保険法の改正によって在宅ケアマネジメント支援システム、ホームヘルプ管理システム、デイサービス管理システム、これの改修に係る費用を計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。  
中村委員。

○2番（中村正志君） 単純な質問ですけれども、歳入で前年度の繰越金よりは補正しているようだけれども、まずいものなのかなど。ほとんどの特別会計の繰越金が9月あたりに補正として出しているようだけれども、年度が終わるときに前年度の繰越金が今計上されるというのは、何かちょっと不思議な感じを受けるのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 健康ふれあいセンター所長、堀米豊樹君。

○健康ふれあいセンター所長（堀米豊樹君） ごもっともだと思います。ただ、今までの繰越金の処理の方法として、繰越金以外の補正があった場合に繰越金も載せて補正ということで、9月に繰越金を補正するという場合が、9月にほかの補正がありまして、その補正があったときに繰越金も上げているというふうなことで処理していたので、9月に補正がありませんでしたもので、今回繰越金を計上させていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） わかりましたか、中村委員。

○2番（中村正志君） やり方としてそういうやり方をしているかと思うのですけれども、繰越金というのは一つの貴重な財源なわけですよ。だったら、それが確定した時点でほかの補正がなくてもやるべきではないのでしょうか。それを見越して、それぞれ歳出等考えていく必要があるのではないかと私は思うのですけれども、考え方が違うようだけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康ふれあいセンター所長、堀米豊樹君。

○健康ふれあいセンター所長（堀米豊樹君） 繰越金については収入に入ってくるわけですが、繰越金の補正をしなくても事業について執行していけるということが一つあります。これは今までやってきたことについてですが、それとあと事務的には歳入の手續としては6月で確定した時点で伝票を切りまして、まず事務的なことはやっております。それから、今中村委員のご指摘があったことについては、今回総務課ともちょっと相談して繰越金を今の時期に出したのですけれども、もう一度相談して、確定次第、一般会計でもすぐ繰越金を上げておりますので、特別会計でも繰越金だけでも上げたほうがよいということのご提言ということか、そういうことだと思います。重々わかりましたので、それをちょっと相談させていただいて、次から対応したいと思っております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○ 2 番（中村正志君） そのように検討していただければ。なぜそういうことを言うかといいますと、9月に繰越金は補正しなくても事業は支障がないというけれども、歳入の中に繰入金がありますよね。一般会計から繰り入れしているという、ここに財源が少ないから一般財源から繰り入れしなければならないというふうな物の考え方をすれば、繰越金が確定すれば、逆に言えば繰入金を減額できるというふうに、一般会計のほうがよくなるというか、ふえるというか、そういうふうなことも考えれば、みずからの財源が確保できたらそれは当然補正して予算化して、それを歳出として考えていくというのが普通の考え方ではないかなと思ったのでお話しさせていただきました。検討していただければそれでいいです。

○ 委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○ 委員長（本田秀一君） なしの声がありますので、議案第 14 号は終わりたいと思います。

---

◎ 議案第 15 号の審査

○ 委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第 15 号を議題といたします。

進め方についてお諮り申し上げます。主な事業と全般について当局から説明を受けてから、予算書について歳入歳出ごとに質疑を進めたいと思います。歳入は歳入全般を、歳出については款ごとに質疑を受けたいと思います。また、資料請求が出ておりますので、あわせて進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○ 委員長（本田秀一君） それでは、議案第 15 号について説明をお願いします。

総務課長、吉岡靖君……

○ 13 番（山本幸男君） 委員長、資料は何も出はってないか。

○ 委員長（本田秀一君） 資料はお渡しして……

○ 13 番（山本幸男君） 資料要求したのが何も出ていないか。

○ 委員長（本田秀一君） まず最初……

○ 総務課長（吉岡 靖君） 準備できていない状況です。

○ 委員長（本田秀一君） 全般的な説明を……

○ 12 番（古舘機智男君） 今回は途中休会があって、全然出てこないというのもおかしい……

○ 2 番（中村正志君） 進行が早いからでないですか。区切りとしてやったほうがいいのではないか。

○ 13 番（山本幸男君） 資料を出してもらって、それからやるべ。

○ 11 番（細谷地多門君） 説明だけでもやってもらったら。

○委員長（本田秀一君） 説明だけしたいと思いますので、説明受けます。

○総務課長（吉岡 靖君） 済みません、議案第15号の資料の説明の前に、午前中の関係、まず中村委員からご質問のありました火災発生等の放送のあり方ですが、分署のほうを確認しましたところ、分署のほうでは世帯と名前を出すことが個人情報の保護という観点でどうかということ、現在の放送形態をとっているということです。あとは、前には個人の名前まで出して放送したところ、通報がどうだったか、受け取ったほうかどうなのかわかりませんが、間違った情報が伝わってしまったと、全く関係ない家が放送されて、そこが大変迷惑したというふうなこともあるようです。その辺を踏まえながら今後協議してまいりたいと思います。

それとあと、山本委員からのご質問で土地の契約の関係なのですけれども、平成14年度には一つの考え方として、まず固定資産税の課税の仕方が、平成14年度ではないのですが、変わって、要は実勢価格の7割相当が固定資産の評価額だというふうな考え方が……ちょっと具体的にはあれですけれども、制度の中に取り入れられ、ただその考え方で一遍にその評価額に合わせて税金を上げるのはどうかということで、負担調整という形でゆっくり税金が上がっていくというような仕組みがとられたわけです。それに対する対応と、あとは国土調査によって面積が変わったにもかかわらず、前のままのものがないかというふうなこと、それとあと全体的なバランスはどうかというふうな内容です。そのときからの基本的な料金設定の考え方としては、一定割合プラス固定資産税相当額というふうなことで見直す方向になってございますが、ただやっぱり既に契約されているものについては個々との契約になります、役場からの一方的な考え方だけでは契約が成り立たなくなるというふうなことの考え方に……

○13番（山本幸男君） わかりました。

○総務課長（吉岡 靖君） それでは、申しわけございません、お手元の資料、平成30年度一般会計の資料について説明させていただきます。

提案理由の中でもご紹介申し上げましたけれども、平成30年度の予算総額は62億2,500万円、前年度の当初予算額63億1,900万円に比べて9,400万円、1.5%の減となっているところでございます。

2番の歳入でございますけれども、自主財源の町税は7億447万円と、対前年度比較で4,067万円、6.1%の増となっております。うち個人町民税が527万円、固定資産税が3,956万円の増となったことによるものです。

歳入全体の自主財源比率は23.8%で、前年度当初26.4%に比べ2.6ポイントの減となっておりますが、財政調整基金からの繰入金金の減が主な要因となっております。

主要な依存財源である地方交付税は27億5,800万円と、前年度比較で18

万円、0.1%の減となっておりますが、ただ普通交付税については前年度予算に対して1.6%減の25億8,000万円、特別交付税としましては前年度に比べ29.8%増の1億7,800万円を計上したものとなっております。特別交付税につきましては、過年度の実績により増の見込みとしたところでございます。

国庫支出金は公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金の増などにより3,877万円、9.1%の増、県支出金は携帯電話エリア整備事業費補助金の減などにより2,484万円、7.4%の減となっております。

寄附金につきましては、ふるさと支援寄附金2,000万円、まち・ひと・しごと創生寄附金3,400万円を平成30年度から新たに計上したものでございます。これらにつきましては、今まで個人のふるさと支援寄附金につきましては少額であったこと、額がなかなか見込めなかったことから当初予算には計上してこなかったわけですが、専用サイト利用により一定の規模以上の寄附金が見込まれることから、平成30年度からまち・ひと・しごと創生寄附金とともに計上することにしたものでございます。

町債につきましては、地方財政の財源不足対策として発行される臨時財政対策債1億5,800万円、デジタル防災行政無線整備事業債3億9,300万円、町道整備事業債1億5,120万円、公営住宅建設事業債9,600万円などの普通建設事業に充てる地方債等と合わせ、9億5,270万円となり、対前年度比較で8,180万円、9.4%の増となったものでございます。

このほか、財政調整基金3億6,853万円、対前年度比較で3億2,844万円の減となっております。あと、ふるさと納税寄附金を財源とするふるさと支援基金1,200万円、前年度と比べて300万円の増となりますが、取り崩しなどにより財源調整をしたところでございます。

歳出につきましては、義務的経費は25億1,112万円と歳出全体の40.4%を占めておりますが、対前年度比較で5,321万円、2.1%の減となっております。障害者総合支援法給付費の増などにより扶助費が2,070万円、3.5%の増、公債費が2,495万円、3.4%の増となっておりますが、人件費が9,886万円、8%の減となったことによるものでございます。

投資的経費は10億2,078万円で、対前年度比較で7,358万円、7.8%の増となっております。主な要因としては、普通建設事業の補助事業は携帯電話エリア整備事業の3,653万円の減などにより935万円、2.9%の減となっておりますが、単独事業ではデジタル防災行政無線整備事業費が2億465万円、108.3%の増、かるまい交流駅（仮称）整備事業費が6,243万円の皆増など、単独事業全体で8,293万円の増となっております。なお、かるまい交流駅（仮称）整備事業費については、平成29年度については平成28年度からの繰り

越し事業として実施しておりますので、ここの表現では皆増というふうな言いあらし方になります。

その他の経費は26億8,439万円となり、対前年度比較で1億1,447万円、44.1%の減となったものでございます。ふるさと納税支援基金に係る基金への積み立て2,000万円の皆増、町道等に係る維持補修費が985万円、12.9%の増となりましたが、議会だより縮刷版製作費や学校給食費の減などにより物件費が3,148万円、2.6%の減、国民健康保険特別会計繰出金の減などにより、繰出金が9,786万円、15.5%の減になったことなどによるものでございます。

開いていただきますと、2として重点施策、主要事業等を掲載しております。軽米町総合発展計画の町づくりのテーマに基づいてそれぞれ計算し、右端には予算書内のページを掲載しております。二重丸が新規事業、一つ丸が継続事業となっております。

ここで少し間違いがあったので、訂正させていただきますが、4の資源を生かした地域産業の町づくりは、地域おこし協力隊推進事業が二重丸になっておりますが、ここは一重丸といいますか、継続事業となるものでございます。その他事業につきましては、ごらんになっていただければと思います。

3ページ目に対前年度比較表及び財政指標等、前年度の比較等を掲載しております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。今の説明について……

○13番（山本幸男君） あした質問しますが、さっきの南部バスの、県北バスということは、俺は納得できない、よくわからないのがあるのです。答弁がいっぱいあって。南部バスの説明は、退職金が云々という説明をしたではないですか、そのところが退職金、その話はなかったことなの、あるのか。

それから、乗車人数はどのぐらいだかという質問に答える資料がないと言ったっきゃね。それは調べて答えてもらったほうがいいのかなど。ないのであれば、今回予算化したのが二百何万円で、来年は500万円というから、何か別な方法を考えたほうがよくないかという感じもしますので、ましてや退職金を軽米町の予算で云々というのであればちょっと問題だなと思って、その理由説明をもう一回やってもらいたいね。

〔「ちょっと休憩で」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 1時34分 休憩

---

午後 1時35分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

歳入全般で質疑受けていいですか。

○12番（古舘機智男君） 歳入の説明を。

○委員長（本田秀一君） 歳入について、総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 歳入の説明をさせていただきたいと思います。

予算書のほうが12ページになります。1款は町税でありまして、1項が町民税、個人、法人それぞれでございます。個人の町民税につきましては、前年度比較で527万円増の2億810万円、法人につきましては前年度から640万円減の3,265万円となっております。合わせて2億4,075万円の予算となっております。

2項は固定資産税でございます。前年度と比較して3,956万円増の3億7,284万円、あと国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては前年度より8,000円減の173万円となっております。合わせて3億7,457万円となっております。

あと、軽自動車税につきましては前年度より12万円減の3,294万9,000円、4項の市町村たばこ税は前年度より237万円増の5,620万円になっております。特別土地保有税につきましては現在対象がないものでございますが、科目として設定することとして1,000円を計上しているものでございます。

次が地方譲与税でございます。前年度同額の5,600万円を計上しております。利子割交付金につきましては、前年度から19万円増の40万円を計上しております。配当割交付金につきましては、前年度から50万円減の50万円を計上しております。あと、株式等譲渡所得割交付金なのでございますが、前年度から40万円減の50万円としております。地方消費税交付金につきましては、前年度と同額の1億5,000万円を計上しております。

この地方譲与税から、これから説明もしますけれども、地方特例交付金まででございますが、おおむね3年程度の平均額、それに最近ここ1年の推移を加味した形での予算設定としているものでございます。

7款のゴルフ場利用税交付金につきましては前年度から50万円減の1,400万円、自動車取得税交付金につきましては前年度より100万円増の1,000万円、地方特例交付金につきましては前年度と同額の70万円を計上しております。

続きまして、10款の地方交付税でございますけれども、普通交付税につきましては先ほども申しましたけれども、25億8,000万円、特別交付税を1億7,800万円を見込みまして、合わせて27億5,800万円、前年度と比較しますと18万円の減ということで計上してございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同じ100万円を計上しております。

あと、12款の分担金及び負担金につきましては、まず1目の民生費負担金につきましては前年度から100万5,000円増加の2,015万4,000円を計上しております。教育費負担金につきましては、昨年度から8万1,000円減の36万9,000円で計上しており、3目の日本スポーツ振興センター負担金につきましては前年度から1万円減の30万7,000円で計上しております。分担金及び負担金の総額は2,083万円の予算としてございます。

13款の使用料及び手数料でございますが、まず使用料でございます。1目の総務使用料が前年度より3万9,000円増の1,584万5,000円、2目の民生使用料が5万4,000円増の18万円、衛生使用料が前年度同額の1万5,000円、農林水産業使用料が前年度より1万2,000円増の437万2,000円、5目の土木使用料が36万3,000円減の1,718万6,000円となっております。6目の教育使用料につきましては、前年度より24万6,000円減の268万5,000円の計上となっております、使用料は4,028万3,000円と見込んでおります。

次が手数料でございます。総務手数料が前年度より30万円増の562万円、2目の衛生手数料が前年度と同額の47万7,000円、3目の農林水産業手数料が前年度より3,000円減の4万6,000円、4目土木手数料は前年度同額の1,000円の計上で、手数料につきましては614万4,000円の予算としております。

次が国庫支出金でございます。1項の国庫負担金、民生費国庫負担金が前年度より1,118万8,000円増の2億8,197万1,000円となつてございます。

次のページに移ります。次が国庫補助金でございます。総務費の国庫補助金は前年度より87万4,000円減の95万6,000円、民生費国庫補助金が前年度より22万8,000円減の611万4,000円、衛生費国庫補助金が8万9,000円減の294万円、土木費国庫補助金が2,991万9,000円増の1億6,689万3,000円、教育費国庫補助金が8,000円減の270万4,000円となつており、国庫補助金は総額1億7,960万7,000円の予算としております。

14款の国庫支出金のうち、委託金でございますけれども、総務費の委託金が前年度より2万1,000円増の16万9,000円、2目の民生費委託金が161万7,000円減の263万5,000円となつて、委託金は280万4,000円の予算となっております。

15 款の県支出金でございますが、1 項の県負担金、民生費県負担金が前年度から 5 4 1 万 3, 0 0 0 円減の 1 億 4, 9 6 9 万 3, 0 0 0 円、次のページになりますが、衛生費県負担金が前年度より 3 3 万円減の 2, 8 1 0 万 1, 0 0 0 円、県負担金としては 1 億 7, 7 7 9 万 4, 0 0 0 円を組んでおります。

次が県支出金の 2 項県補助金でございますけれども、総務費県補助金が 3, 1 5 3 万 9, 0 0 0 円減の 1 8 2 万 3, 0 0 0 円になっております。これにつきましては、携帯電話エリアの整備事業が前年度で終了したことによる減が主な要因となっております。次、民生費県補助金でございますが、4 2 万 3, 0 0 0 円減の 2, 6 3 1 万 6, 0 0 0 円、衛生費県補助金が 1 8 9 万 5, 0 0 0 円増の 7 1 6 万 9, 0 0 0 円、4 目の農林水産業費県補助金につきましては 5 7 万 7, 0 0 0 円減の 5, 8 1 1 万 2, 0 0 0 円、土木費県補助金が 2 万 5, 0 0 0 円減の 2 9 万 9, 0 0 0 円、6 目の消防費県補助金が 2 4 万 8, 0 0 0 円減の 5 3 6 万 7, 0 0 0 円、7 目の教育費県補助金が 7 万 8, 0 0 0 円減の 4 0 3 万 1, 0 0 0 円、県補助金では 1 億 3 1 1 万 7, 0 0 0 円の予算としております。

次のページ、委託金でございますが、総務費の委託金が前年度から 1 6 万円増の 1, 2 7 6 万 2, 0 0 0 円、民生費委託金が 3 万 9, 0 0 0 円減の 6 万 5, 0 0 0 円、衛生費委託金が前年度同額の 3 万 6, 0 0 0 円、商工費委託金も前年度同額で 5 万 6, 0 0 0 円、土木費委託金が 9 4 万 9, 0 0 0 円増の 1, 6 5 1 万 8, 0 0 0 円、県支出金の委託金は合わせて 2, 9 4 3 万 7, 0 0 0 円としております。

続きまして、16 款財産収入でございます。1 項の財産運用収入でございますが、1 目の財産貸付収入は前年度より 7 万 5, 0 0 0 円減の 1 8 4 万 9, 0 0 0 円、2 目の利子及び配当金につきましては 3 万円増の 2 5 万 3, 0 0 0 円、次のページになりますが、財産運用収入につきましては合わせて 2 1 0 万 2, 0 0 0 円の予算としております。次が財産売払収入でございますが、生産物売払収入として前年度同額の 1 4 万 4, 0 0 0 円を計上してございます。

17 款は寄附金でございます。1 項 1 目の指定寄附金が前年度から 2 0 万円増の 3 5 万円としております。次がふるさと支援寄附金でございますが、本年度初めて計上しました 5, 4 0 0 万円の皆増となっております。ふるさと支援寄附金が 2, 0 0 0 万円、まち・ひと・しごと創生寄附金が 3, 4 0 0 万円として計上してあります。

18 款の繰入金につきましてはですが、基金からの繰入金、1 目が財政調整基金繰入金でございます。先ほども説明申し上げましたけれども、前年度から 3 億 2, 8 4 4 万 4, 0 0 0 円減の 3 億 6, 8 5 3 万 3, 0 0 0 円を計上してございます。町債減債基金の繰入金が前年度から 7, 0 0 0 円減の 3 4 3 万 9, 0 0 0 円、ふるさとづくり振興基金繰入金が 2, 7 9 9 万 9, 0 0 0 円増の 2, 8 0 0 万円を計上し

てございます。これにつきましては、かるまい交流駅（仮称）整備事業への繰り入れを見込んでいるものでございます。地域福祉振興基金繰入金とふるさと軽米水と土保全基金繰入金につきましては、それぞれ前年度と同額の1,000円を計上しております。6目のふるさと支援基金繰入金につきましては、前年度から300万円増の1,200万円を計上しております。高齢者等肉用牛飼育事業基金繰入金につきましては、前年度から663万9,000円を皆減としており、これにつきましては基金を閉鎖することから廃目となるものでございます。

次に、19款繰越金でございます。昨年度と同じ1億円を見込んでいるところでございます。

20款が諸収入でございます。まず、延滞金につきましては前年度と同額の36万円、次のページになりますが、町預金利子につきましては前年度と同じ1,000円、諸収入の貸付金元利収入でございますが、これについては前年度と同額の510万円となっております。雑入につきましては、県証紙売りさばき手数料が前年度より1万1,000円増の6万4,000円、集団検診徴収金は前年度同額の332万8,000円、学校給食費徴収金は前年度から144万7,000円減の3,557万3,000円を計上しております。

雑入につきましては2,268万円増の9,774万7,000円となっております。中身につきましては、右の説明事項欄でございますが、この増額要因につきましては、地域支援事業交付金について総合支援事業等が加わったことから増額となったものでございます。

次のページでございます。21款の町債でございます。総務債といたしまして、前年度から2億1,280万円増の5億8,940万円、これにつきましては防災行政無線の3億9,300万円が最も影響の大きいものでございます。続きまして、民生債でございます。前年度から3,890万円増の5,150万円となっております。衛生債につきましては前年度から700万円増の2,900万円、商工債につきましては710万円減の1,590万円、土木債につきましては8,120万円減の2億4,720万円、消防債につきましては2,300万円減の500万円、教育債につきましては6,560万円減の1,470万円となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、歳入の説明が終わりましたが、歳入全般で質疑とも思いましたけれども、ボリュームがありますので、款ごとに質疑を受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 時間的に、ここで休憩を一旦とりたいと思います。

午後 1時54分 休憩

-----  
午後 2時04分 再開

○委員長（本田秀一君） 若干時間が早いのですが、審査を続けたいと思います。  
早いという声もありますけれども、無視して進めます。

歳入、1款町税、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 固定資産税の関係でお聞きしたいのですけれども、前年度対比でふえているという要因について、それから前年度のやつと比べてみたら償却資産が倍ぐらいにふえているものですが、これは簡単に言えばパネルの設置とかなんか、そういう償却資産のふえた理由についてちょっと。倍ぐらいになっているものですから説明をお願いします。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 古舘委員の質問にお答えします。

固定資産税の償却資産についてですけれども、これに関しましては太陽光発電の関係の設備が、その分に関して課税がされたので、その分が増額になったというふうに考えております。

あと、そのほか土地とか家屋に関しましては、土地に関しては若干課税標準額のベースで減になっておりますけれども、家屋に関しましては2%ほど増になっている、その積み上げによってこういう数字が出たものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） そうすればパネルの設置、今稼働しているのはダムの向かいのところと、あとスカイ・ソーラーのメガソーラー単位のやつがあって、大きなところではそのくらいのところがやっぱり大きな要素で、大体償却資産がふえる、これからのやつの試算を想像するにも目安になるかなとも思っているのですけれども、大きくふえた太陽光の関係のやつはどのくらいのパネルの枚数の計算なのですか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） パネルの枚数に関しましては正確に捉えたものはございません。償却資産の申告に基づいて、それで課税しているものでございますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 枚数はいいのですけれども、大きな規模で言えばさっき私が想定したというか、予想したやつのところの分ぐらいと考えてよろしいのですか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 平成29年度の課税に関しましては、償却資産に関し

ましては1月31日までに申告をするというふうに決められております。ですので、昨年度の予算の中には平成29年度の分が反映されていない形での当初予算ということになります。それに対しまして、平成29年度に反映する額が平成30年度の予算に積み上げになったというふうに考えてよろしいかと思えます。

○12番（古舘機智男君）では、後で具体的なものは教えられる範囲については担当課に行きまして聞きますので。

○委員長（本田秀一君）ほかに質疑ございませんか。  
中村委員。

○2番（中村正志君）単純な質問ですけれども、市町村たばこ税が237万円増で計上しているようですけれども、これはたばこを買えばそれが町に入ってくるということのようですけれども、軽米町のたばこの売上げが上向きなのか、それとも税収の単価が上がったものなのか、どちらかの要因があって増に計上していると思えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（本田秀一君）税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君）たばこ税に関しましては、旧3級品のほうが平成28年度税制改正で3級品以外のたばこと同じ税率に少しずつ上昇していくという改正がありましたので、それに基づいてやはりたばこの増収が見込まれると思えます。あと、売上げに関しましても昨年度というか、平成25年度と平成29年度と比較した場合、大体100.2%、売上げのほうは少し伸びておりますので、それに基づく総額というふうに考えていいかと思えます。

○委員長（本田秀一君）ほかにありませんか。  
山本委員。

○13番（山本幸男君）償却資産の関係ですが、バイオマス発電の関係は減額とか、奨励金的な考え方で対応していますか、何か制度があつて。

○委員長（本田秀一君）税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君）山本委員の質問にお答えします。

固定資産税の課税の特例で、わがまち特例という特例制度がありますので、3年間2分の1課税ということで課税させていただいております。

○委員長（本田秀一君）山本委員。

○13番（山本幸男君）私は別にまけるのはいいか悪いとかという考え方ではありませんが、具体的にわがまちの特例ということで半額というようなことになると、そういう話を、正直私今まで議会でも政務報告でも町長から聞いたことがないなと思っていましたが、いつかの会議で説明をしていますか。また、そういうわがまちの特例というのは何に基づいて、どんな条例か、契約か、そういうのがあるのであればそれらは出してもらって、説明受けたほうがいいのかと思います。どだい

そういう話を聞いたことがない、私はそう思っていました、皆さんはどうだかわかりませんが、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 2年前の専決処分、町税条例改正で、こういうことで承認をいただいておりますので、それに基づいて課税のほうをさせていただいております。

○委員長（本田秀一君） 説明は終わりました。山本委員。

○13番（山本幸男君） 2年前に条例改正して……そうですか。では、その条例を出してもらいたい。

それから、私はそういう説明を受けたことがないと、そう思っておりますが、町長、そういうことでバイオマス発電は3年間というようなことをしゃべったことありますか。議会で、その他の会合で。

〔「ちょっと休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 2時13分 休憩

---

午後 2時14分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 専決処分の税条例改正に関しましては、国の省令に基づいて条例改正したものでございまして、いずれ後で改めてその条例改正の内容についてはお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○13番（山本幸男君） 休憩中ですか。

○委員長（本田秀一君） いやいや、再開しました。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 専決処分であれば、議会に相談がなくてもいいことなのだからね。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時16分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

税務会計課担当主幹、戸田沢光彦君。

○税務会計課担当主幹（戸田沢光彦君） 2年前の3月31日だったと思いますけれども、専決処分条例を改正しております。国で示されたのが多分その範囲、3分の1か

ら3分の2の中で町で定めなさいというふうな国からの通達があって、町では専決処分では標準の2分の1を使いましょうということで条例を制定して、その条例については専決処分の後の最初の議会で皆様にご説明しているはずですよ。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） では、その条例を後から。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 法人税の均等割ではなくて、法人税所得割額が前年度と比べて減っているというのはどういう理由か。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 前年度までの実績と、あとは平成29年度の調定額を考慮して数字を積み上げましたけれども、やはり景気に左右されるものですし、あとは実効税率という法人税特区の税率が4月1日から引き下げになることによって、その動向がやっぱり不安定というか、見通しが不透明なところがありましたので、所得割に関しては少し、最低で確実にこの分見込めるよという額まで積み上げをして、この額を計上したものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） そうすれば、特定の軽米町の法人というか、ブローラー関係とか、例えばいろんな法人があると思うのですけれども、法人税所得割の額としては結構大きい形で前年度よりか、当初予算ですから、実績についてまだ調べていませんけれども、大きく予想しているというのは、景気の判断とか動きとかあると思うのですけれども、職種といいますか、どういう分野の分が税収が見込めない、所得が落ちているという状況になっているのでしょうか。農業法人もあると思いますし、一般の中小企業も、法人等々、工業関係もあるかもしれませんけれども、そういう全体の中で特徴的なものというのではなくて、全般的な形ということなのか、その辺の分析はどうなっているのですか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 特にこの業種が影響を受けるとか、そういうふうな形では積み上げをしておりません。全体的にやはり確実にこういう分が見込めるよという形で積み上げをした額でございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 個人の関係の所得割、例えば前年の当初と比べれば横ばい状況なのですよ。そういう意味で、うちなんかも個人商店なのですからけれども、企業、

法人の関係では全般的にという形の見方というのはきちんと見ていない状況があるのではないか。個人のほうが前年度と横ばい状況で見込みを立てていて、法人の関係は大幅に所得割が減っているという、その見方の違いというのがちょっと私には納得できないのですけれども、その辺は。平成29年度の決算は見ていないからわからないのですけれども、実績については。実績がぐっと落ちているから推察したのかどうかも含めて答弁願いたい。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 先ほどもお話ししましたように、平成29年度の実績、そういう積み上げをして、それによって大体これくらい確実に収納が見込めるよと、納めていただけるよという額までで積み上げをした額でございます。

それと、先ほどもお話ししましたように法人税の実効税率というものが4月から出てきますので、そこら辺のことについて加味をして、そういう額を積み上げたものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 先ほどの質問に関連して1つ質問をいたします。バイオマス発電所の償却資産については、まずそういう形で3年間援助するというふうなことの説明をいただきました。太陽光のパネルについては対応はどうなっていますか。それらもやっぱりそんな感じで2分の1とか3分の1の減額という形になることですかという質問が第1点。

それから、バイオマス発電の説明を、2年前の3月31日に専決処分して、その近くの議会で議会の承認を得たと言いましたが、それは2年前というのは平成何年何月何日というようなことをちょっと調べてもらいたいと思います。その2点。

あわせて、できるのであれば、対象になる償却資産は、減額したのは何ぼで何ぼだというのがわかれば、情報公開に触れない範囲でお知らせ願いたいと思います。再生エネルギーの関係だから、別に悪いことだとは思っておりませんので、ただそういう流れをやっぱりきちんと議会に報告して、さまざま対応したほうがいいと僕は思いますので、質問いたします。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 山本委員のおっしゃったように、後で資料を整理して提示したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 町税全般について参考までにちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど監査委員のほうからるる説明があったわけですが、税の公平性と税収を確保するため、二戸地区合同の公売会を開催し、ホームページ等で周知していると、滞納者の財産の差し押さえについては手続の公正性、透明性を高めるため取り扱い基準等を制定し、的確に進めることということで監査報告がなされているわけですが、そこで去年ですか、毎年カシオペア連邦議会議員協議会ということで、二戸地区の議員が集まってさまざまな情報交換をしているわけですが、その中で一戸の議員、それから二戸の市会議員たちと話をしたわけですが、何か一戸、二戸では積極的に競売をして徴収しているというふうな話を聞いてみたわけですが、監査報告を見ると軽米ではまだ差し押さえをしたことはないというふうな書き方だなど、これから取り扱い基準等を制定し、進めていくというふうな内容だなど推察していたわけですが、今までそういった差し押さえまで至ったケースは一度もないわけですか、お知らせください。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 館坂委員の質問にお答えします。

差し押さえに関しましては、これまで預貯金の調査をして差し押さえをしたり、あとは国税ですか、所得税の還付金を差し押さえをしていただいたり、あとは県税の還付金の差し押さえをしたりということで、全く差し押さえをしていないというわけではないのです。それで、去年初めて二戸地区の合同公売会に軽米も差し押さえをして出展しました。ですので、それらに関してもそういうことによって、また納税の意識というのですか、滞納された方の気持ちというのが少しずつ納税のほうに、大事だなどというふうに感じているようなので、貴重なことでしたので、平成30年度も引き続きそういうことをやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 取り扱い基準等を制定しということですが、そうすると現在れっきとした取り扱い基準というのは差し当たっては制定はまだなされていないと、これからちゃんとそういった基準を制定して進めていくというふうな計画があるということですか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） 本来であれば課税をした全ての方々が納税をしていたら一番理想的な形なのですが、やはり中には家庭の事情とかさまざまなことで納付いただけない、そういう方がいらっしゃいます。その中で家庭の事情でどうしても厳しいよというふうな方に関しましては、納税相談とかそういうふうなので少しずついただくというふうな納付計画を立てていただいたり、そういうふうな形で今までも進めております。ただ、基準というふうなことにしましては、例えば

金額でその基準を定めても、家庭にさまざまなケースがありますので、そこら辺に関しましてはもう少し見直しながら定めていくことが必要なのかなというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすると、生活実態といいますか、そういうのはわかるわけで、例えば滞納者と面談とか、そういう連絡をしても全然対応していただけないと、相談においでくださいと言っても全然出頭も話もしていただけないというふうな方が、それらが家庭の事情とかいろいろ調査の上、基準というか、これから制定するのであれば、それらを考慮して制定と、そういったのは全然対応していただけないというのが対象みたいになってくるということですかね。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課長、小笠原亨君。

○税務会計課長（小笠原 亨君） こちらから納税の納付相談をしてくださないと、そういった呼びかけに対して当然来ない方もいらっしゃるし、来ても誓約をされても、それでも納付をしていただけないと、そういう方に関しましてはさまざま預貯金とか財産の調査をして、もしそれがお金と換価できるものであればそういうふうな方法でということも考えながら、納税相談を受けていっております。いずれ全くそういうふうに接触をしない、してくれない、そういう方に関しましては、やはりこちらから少しきつ目に、強目にそういう調査とかして、納付の催促をしている状況でございます。

○6番（館坂久人君） 了解。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、1款町税を終わりたいと思います。

2款地方譲与税、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 3款利子割交付金。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 4款配当割交付金。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 5款株式等譲渡所得割交付金。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 6款地方消費税交付金。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 7款ゴルフ場利用税交付金。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（本田秀一君） 8 款自動車取得税交付金。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 9 款地方特例交付金。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 10 款地方交付税。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 11 款交通安全対策特別交付金。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 12 款分担金及び負担金……
- 12 番（古舘機智男君） ちょっと早い。民生費負担金、ちょっと確認したいのですけれども、老人ホーム入所費用徴収金というのは特別養護老人ホームという意味なのか、老人ホームというのは一般的には……確認したいのですけれども。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課長、於本一則君。
- 健康福祉課長（於本一則君） この分担金及び負担金の民生費の負担金、老人福祉費の負担金の老人ホームというのは普通の老人ホームということで、特別養護老人ホームではございません。
- 12 番（古舘機智男君） どこにある。
- 健康福祉課長（於本一則君） 二戸の白梅荘とか、先日お話にも出ましたが、葛巻の葛葉荘とか、周辺の普通老人ホームの入所者でございます。町の者が入所していると。
- 委員長（本田秀一君） よろしいですか。
- 12 番（古舘機智男君） わかりました。
- 委員長（本田秀一君） 13 款使用料及び手数料。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 14 款国庫支出金。14 款ありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 15 款県支出金。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 16 款財産収入。
- 13 番（山本幸男君） ちょっと、14 款国庫支出金で。
- 委員長（本田秀一君） 20 ページ、山本委員。
- 13 番（山本幸男君） この中で増になってはいますが、住宅費補助金という形で、この中身を説明願いたい。町営住宅の36戸の建築を予定しているわけです。それに絡んだ国庫支出金ですか。中身の説明をお願いします。
- 委員長（本田秀一君） 地域整備課担当主幹、江刺家雅弘君。
- 地域整備課担当主幹（江刺家雅弘君） では、山本委員の質問にお答えします。

20ページの住宅の補助金でございますけれども、町営住宅の建てかえ事業を実施しております、今年度造成工事と住宅6棟建設する予定にしております。補助金のほうは2分の1となっております。事業費の2分の1の補助金を歳入として計上しているものでございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。ほかに。

中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっとわからないのでお聞きしたいのですが、国庫支出金の3項委託金に、総務委託金の中に中長期在留者住居地届出等事務委託金というのがあるのですが、これは外国人のことをいっているのか、内容をちょっと教えていただきたい。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） そのとおりでございます。外国人が日本に、軽米町内に滞在するための管理するための委託金になります。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） この金額がどの程度のものなのか、ちょっとよくわからないのですが、軽米町に外国人がこういう届け出、何人ぐらいを想定した上でのこの金額が出ているものか、またどういう国からの人たちなのかということも含めて。

○委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午後 2時39分 休憩

---

午後 2時40分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） 歳入については前年の歳入額と同額計上したものののですが、在留外国人の数なのでございますけれども、平成28年12月31日現在なのですが、2年ほど前の総数で72人となります。一番多いのが、最近ベトナムの方が研修等でいらっしゃっているというふうな状況でございます。ベトナム人、中国人、フィリピン人というふうな順番でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） このことについては歳出のほうでも外国人の関係、けさテレビほかのほうの事例等もあったので、実際に七十何人、軽米に来ているということですね。その辺を含めて歳出のほうで、事業の中でちょっといろいろお伺いしたいと思いますので。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 20ページのところに個人番号カード・通知カードとありますが、これ総務課長の部分ですか。私のところにも来ているし、皆さんにも来ていると思いますが、通知カードをそのまま保管して対応しているというのが私の場合なのですが、よく個人番号カードをつくったほうがいいのではないかというようなことをやっていますが、どうなのですかね。つくるように奨励していますか。そうでなく、どっちでもよいというような感じだと思うのですが、どうなのかなと思って。

〔「どっちでもいいの」と言う者あり〕

○11番（細谷地多門君） それはそう。あなたに聞いているのではない。

どうなのですか、やっぱり個人番号カードつくるように目指しているのですか、どういうふうになっているの。その辺ちょっと説明ください。それからメリットはどの辺なのか教えてください。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） 歳入の個人番号カード・通知カード関連事務補助金といいますのは、あくまでも私ども町民生活課で取り扱った件数に対する補助金でございます。どういったことに活用できるか、奨励しているかというふうなことにつきましても、総務課長のほうから。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 制度が始まる際にはいろいろ広報等でもお知らせ申し上げておりましたけれども、ちょっと最近は余り広報等でも取り上げてはおりませんが、ただ2月号でマイナポータルというふうなことで、子育て支援の情報等をインターネットから取得できますよというふうなのをお知らせして、それにはマイナンバーカードを用意していただくというふうなことなどをお知らせしております。マイナンバーカードの状況なのですけれども、今では税と社会保障制度の手続が、例えば税証明等の添付が不要になりますとか、そういうふうなことに限られているわけなのですが、ただマイナンバーカードの活用方法というのが具体的には保険証として使っていきたいとか、さまざま多分野にわたる方向で進められております。そういったことを考えますと、これからはカードをつくっていただいたほうがいろいろ手続が簡便になるのかなというふうに考えられます。ただ、例えば高齢者の方でなかなかそういった手続をされないという方については、あえて無理して取得していただかなくてもいいのかなというふうにも思っております。

○11番（細谷地多門君） マイナンバーカードの今の現在の普及率というのだから、進捗率というのか、何とさえいい。それはどのようになっていますか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） 3月5日現在で交付枚数がたしか863枚と聞いており

ますが、人口に対しますと8%、9%弱ぐらいで、全国的といえますか、岩手県でも同じく9%前後で。

○11番（細谷地多門君） わかりました。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか、国庫支出金、14款。  
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では次に、15款県支出金。ありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 16款財産収入。  
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 済みません、県支出金するとき、今の質問ではないのですけれども、自殺対策緊急強化事業補助金について資料要求していましたが、これは事業費としてどのような事業をやろうとしているのかということを知りたいと思っていましたので、歳出のときに再度お聞きしたいと思いますので。

○委員長（本田秀一君） そのようにお願いします。  
16款財産収入。  
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 17款寄附金。  
山本委員。

○13番（山本幸男君） この中身についてちょっと説明してもらえませんか、1目、2目と、もう一回。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平俊彦君） 1目の指定寄附金35万円計上させていただいております。これにつきましては、再エネ事業者からのめぐみ基金でございます。金額の内訳でございますけれども、軽米西山につきまして15万円、それからダムのところなのですけれども、ニューデジタルケーブルが20万円ということで、合計で35万円計上しております。

○13番（山本幸男君） 蛇口か。

○再生可能エネルギー推進室長（平俊彦君） はい、そうですね。ダムから蛇口の。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○13番（山本幸男君） その下。

○委員長（本田秀一君） ふるさと支援寄附金、総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡靖君） 17款の1項の2目ふるさと支援寄附金でございますが、そのうちの1節ふるさと支援寄附金については、これが個人のいわゆるふるさと納税の分となっております。今年度の歳入の状況から、平成30年度につきましては2、

000万円と見込んで計上しております。

2節のまち・ひと・しごと創生寄附金については、いわゆる企業版ふるさと納税でございます。再生計画を認定いただいた事業に対しての寄附金となるものでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。17款寄附金。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 18款繰入金。山本委員。

○13番（山本幸男君） 18款のふるさとづくり振興基金繰入金というのがあるが、これはまず交流駅と関係がある云々という説明をしていたが、もう一回、どこから来てどうなったというのを説明お願いしたい。交流駅に関係あるのか。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） これにつきましては、ふるさとづくり振興基金から2,800万円を一般財源として繰り入れ、それをかるまい交流駅（仮称）整備事業の財源に充当しようというものでございます。

○13番（山本幸男君） この基金は総体で何ぼあるんだ。

○総務課長（吉岡 靖君） 後で調べてお答えします。

○委員長（本田秀一君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） めぐみ基金というのは、この中にも出てきませんけれども、どういう……位置づけというわけでないな、それはもう条例できたやつだったので。この中でのことしの動きみたいなのは、項目の中でどこで出てくるのですか。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 歳入に対する支出のほうでございますけれども……

○12番（古館機智男君） 何ページ。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 78ページでございますけれども、対応する歳出科目でございます。6款農林水産業費の2目農業総務費で、25節の積立金でございますけれども、35万円を軽米町自然のめぐみ基金元金のほうに積み立てさせていただいております。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○12番（古館機智男君） はい。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 19款繰越金。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 20款諸収入。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 21款町債。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 諸収入、雑入、地域支援事業交付金というのがあるけれども、それは具体的に、もう一回説明してください。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 山本委員のご質問にお答えいたします。

29ページの諸収入、雑入の中ぐらいのちょっと下ですか、地域支援事業交付金（二戸広域）とございます。介護保険の事業の関係のやつでございまして、介護予防の事業の分、あと包括的支援事業、これが地域包括支援センターの運営に充てる経費ということで、みんな広域から来るわけでございます。任意事業は、大きいところだとおむつの支給とか食の自立支援事業、配食等、そういったものの事業内容でございますし、在宅医療介護連携四百何万円とありますけれども、これも医療とか福祉とか連携の経費ということで、歳出的にはちよっぴりなのですけれども。あと、生活支援体制整備事業、これは資料請求も出ておりますけれども、生活支援コーディネーターを配置しようということで、秋ごろから町民勉強会等を開催しておるわけでございますが、そういったのに充てる経費。それから、認知症の総合支援事業、これも資料請求が出ておりますが、歳出のほうできちんとご説明申し上げますけれども、4月から認知症の初期集中支援チームをつくるということでございまして、それらの研修の経費とか養成の経費等を見込んでございます。あと、地域ケア会議推進事業につきましても、これも新規の事業なのですが、地域包括ケア推進協議会というのが、町で設置している協議会があるのですけれども、そういったものの運営の経費ということで。

上からずっと読みますと、一般介護予防事業1,312万5,000円、あと包括的支援事業で1,700万円、任意事業で450万5,000円、在宅医療介護連携推進事業で402万5,000円、生活支援体制整備事業で659万4,000円、認知症の総合支援事業で1,253万9,000円、地域ケア会議推進事業で127万2,000円ということで、合計で5,906万円となつてございまして、昨年は4,510万3,000円でございますので、1,400万円近く大きくふえてございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 雑入の分で学校給食費の徴収金がありますけれども、施政方針の中では今まで小中学生、高校生までの3分の1補助から2分の1補助に上げるとい

うふうな方針が出されたと思っていましたけれども、その割には大した減額になっていないなと思ったりしているのですけれども、まずそれはそれとして、子育て支援の一環だというふうなお話でしたけれども、保育園、幼稚園の補助というのは考えてはいなかったのかというのをちょっと確認したいのですけれども。同じ子育て支援だったらそちらを考えてもいいのではないかなというふうに思ったものですから、そこは考えていないのか。

あわせて、給食指導をする先生方とか保育園の先生方とかというのは好きでも嫌いでも関係なく一緒に食べなければならないという、職務の中で給食費を払っているというのも何か非常にいいのかなというふうに思ったりもしているのですけれども、そういう方にまで範囲を広げるというふうな考えはないのかなというのをまずお聞きしたいのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） 幼稚園、保育園につきましては、配食しているところが笹渡保育園だけという、幼稚園は軽米幼稚園で副食を提供しておりますけれども、いずれも常設の保育園につきましては保護者の方から要するに入所料をいただいている関係で、そちらとの均衡をとるというので、補助はちょっと考えておらないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 保育園等については教育委員会の範疇でもないでしょうから、その辺の役場全体としての考え方がなされなければならないことだと思いますけれども、検討する余地があってもいいのかなというふうに、子育て支援というふうなものの発想からすれば小中高生だけではないのではないかと思ったりするわけですが、町長のお考えはその辺いかがなものでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

給食を実際受けているのは笹渡の僻地保育所の分でございますして、残りの軽米、小軽米、晴山の常設の保育園では自分のほうで調理してございますので、それに保育園の場合は給食費と、笹渡の保育園におきましては給食費という、何ぼ何ぼというのがないものですから、所得等の段階によりまして保育料が決まるものですから、学校給食等の給食費のお金とはちょっと取り扱いが別になると思っております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） いずれ多分常設保育園に対しては自分の保育園で調理して提供していると、それでもそれにかわる代金といいますか、それを出しているわけですね、保育園の入っている保護者は、ですから同じことではないのかなと。ですから、

小中高生に対して給食費を半分助成するというふうな考え方、これは子育て支援の一環だよというふうな方針の中でやっているのであれば、同じ子育ての中では幼稚園、保育園の園児等も入るのではないかなと、そこら辺も含めてやってもいいのでは。この辺は政策の部分だと思いますので、町長のお考えをちょっとその辺。そこまで範囲を広げる考え方があるかどうかという。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今の保育料は、2人目以降は無料、それから1人目も今半額程度いただいておりますが、保育料の中に給食費も含まれておりますので、間接的にまず給食費の減免にもなっているというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、もう終わりにします。

それから、教育次長がおりましたので、軽米町史の冊子の販売収入が8万8,000円と計上されているのですけれども、あの町史が発刊されてから大分たつのですけれども、いまだに年間これだけの売り上げがあるのかなというのを逆に不思議に思ったのですけれども、この辺は前年度の実績に基づいてやっているのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） 申しわけありません。ちょっとそれが頭に入っておりませんので、詳しいところはあれですけれども、まず軽米町史と、そのほかにもいろいろな冊子がありますので、それを総合した費目だと思っております。また後で答弁したいと思います。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 最後に1つですけれども、東日本大震災被災地派遣職員給与費の負担金があるようですけれども、今現在、ことしは山田町に派遣していると思うのですけれども、来年度も派遣する、どこに派遣するかということを含めて、また今山田町に行っている職員ももう3年、4年たつのでないかなと思ったりしているのですけれども、普通一般的に物を考えれば、どこかに出向するのかなんとかといっても大体2年が限度なのかなというふうに考えるのですけれども、その辺をどのようにお考えなのかなということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 山田町への派遣につきましては4年目になります。来年度も派遣のほうは継続していきたいと思っていました。ただ、派遣する人材については現在派遣している者は軽米町のほうに戻ってきて、今は別な職員のほうを派遣したいというふうなことで考えております。

山本委員からのご質問、ふるさとづくり振興基金の残高でございますけれども、

平成28年度末でよろしいですか。3億5,927万5,000円になっています。

○13番（山本幸男君） 平成29年度の見込みもまだだべ。平成30年度の見込み……

○総務課長（吉岡 靖君） 資料のとおり……

○委員長（本田秀一君） 以上で歳入終わってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

◎散会の宣告

○委員長（本田秀一君） きょうは時間を過ぎましたが、本日はここまでとして、これで散会したいと思います。

（午後 3時06分）